

# 香川地域森林計画書(変更)

## (香川森林計画区)

自 令和3年4月1日  
計画期間  
至 令和13年3月31日  
(令和6年1月22日変更)

香 川 県



## 目 次

### I 計画の大綱

1 森林計画区の概況 ······	1
(1) 自然的背景 ······	1
(2) 社会経済的背景 ······	1
(3) 森林・林業の動向等 ······	2
2 前計画の実行結果の概要及びその評価 ······	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 ······	5

### II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 ······	6
-------------------------	---

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ······	7
-------------------------------	---

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ······	7
(1) 森林の整備及び保全の目標 ······	7
(2) 森林の整備及び保全の基本方針 ······	8
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 ······	9
2 その他必要な事項 ······	9

第3 森林の整備に関する事項 ······	10
-----------------------	----

1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く。) ······	10
(1) 立木の伐採 (主伐) の標準的な方法に関する指針 ······	10
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 ······	11
(3) その他必要な事項 ······	11
2 造林に関する事項 ······	12
(1) 人工造林に関する指針 ······	12
(2) 天然更新に関する指針 ······	13
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 ······	15
(4) その他必要な事項 ······	15
3 間伐及び保育に関する事項 ······	16
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法に関する指針 ······	16
(2) 保育の標準的な方法に関する指針 ······	17
(3) その他必要な事項 ······	17
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 ······	18
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する方針 ······	18
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 ······	19
(3) その他必要な事項 ······	20
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 ······	21
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 ······	21
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 ······	21

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	22
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	22
(5) 林産物の搬出方法等	22
(6) その他必要な事項	22
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	23
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	23
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	23
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	23
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	24
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	24
(6) その他必要な事項	24
7 その他必要な事項	24
 第4 森林の保全に関する事項	25
1 森林の土地の保全に関する事項	25
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	25
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	25
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	25
(4) その他必要な事項	26
2 保安施設に関する事項	26
(1) 保安林の整備に関する方針	26
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	26
(3) 治山事業の実施に関する方針	26
(4) 特定保安林の整備に関する事項	26
(5) その他必要な事項	26
3 鳥獣害の防止に関する事項	27
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	27
(2) その他必要な事項	27
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	27
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	27
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	27
(3) 林野火災の予防の方針	28
(4) その他必要な事項	28
 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	29
(1) 保健機能森林の区域の基準	29
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	29

第6 計画量等	30
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	30
2 間伐面積	30
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	30
4 林道の開設及び拡張に関する計画	30
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	31
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	31
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	32
(3) 実施すべき治山事業の数量	32
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	
	32
第7 その他必要な事項	32
1 保安林その他制限林の施業方法	32
2 その他必要な事項	32
別表 1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の所在及び市町別面積	33
別表 2 間伐立木材積その他の伐採立木材積の市町別内訳	36
別表 3 開設及び拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量	37
別表 4 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	41
別表 5 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	42
別表 6 実施すべき治山事業の数量	44
別表 7 保安林その他制限林の施業方法	46

(附) 参考資料

1～6 [略]	
7 その他	
(1) 持続的伐採可能量	76



# まえがき

県土面積の約47%を占める森林は、山地災害防止や水源の涵養<sup>かんよう</sup>、地球温暖化の防止などの様々な多面的機能を持っており、県民の安全・安心な暮らしや快適な生活環境の創造などに欠かせない役割を担っている。これら多面的機能を持続的に発揮させるためには、間伐をはじめとする森林整備を継続して実施することが重要である。

また、本県の民有林については、人工林が約4分の1を占め、その6割以上を占めるヒノキ林が、木造住宅の柱材などとして利用できる時期を迎えており、間伐材の搬出を促進するとともに、林業の担い手の育成・確保や公共建築物等での木材利用の促進を図る必要がある。

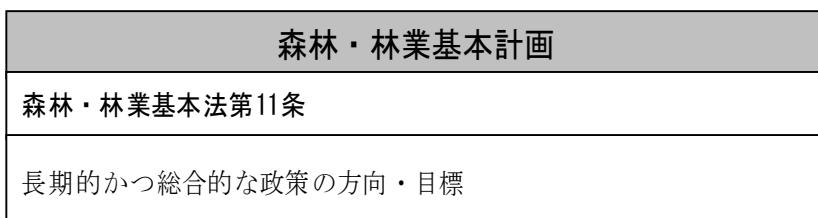
国においては、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造造成すべき段階を迎えており、これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために、令和5年10月に全国森林計画を策定し、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととしている。

本県においても、全国森林計画に即して、花粉発生源対策の加速化や森林資源情報の整備・活用、林業労働力の確保の促進など今後より重視していくべき事項について、香川地域森林計画を策定し、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとする。

計画期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間である。

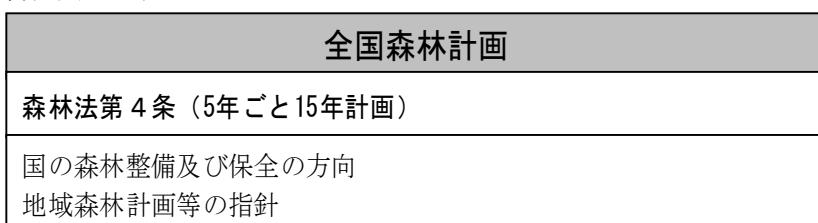
# 森林計画制度の体系

<政府>



即して

<農林水産大臣>

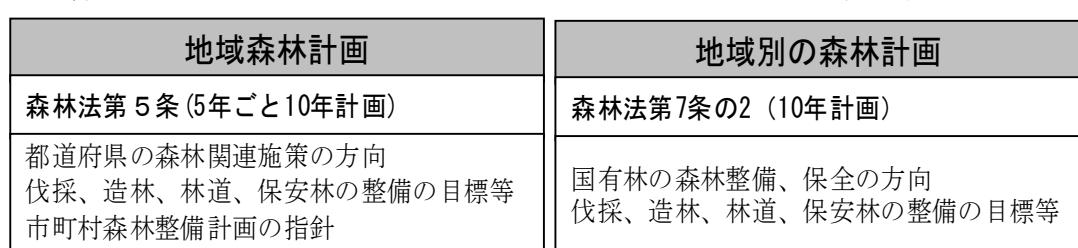


即して

<都道府県知事>

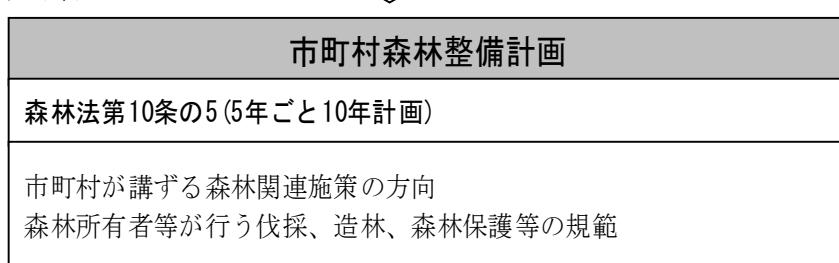
(民有林)

<森林管理局長>



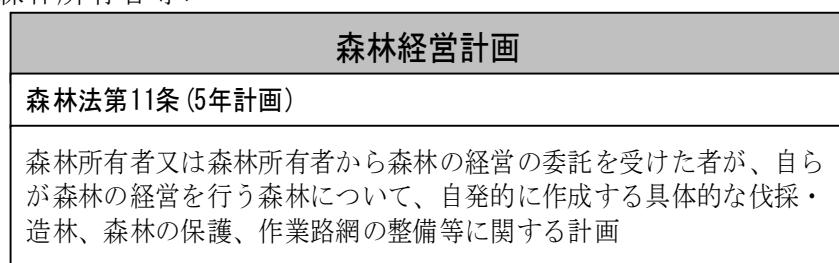
適合して

<市町村>



適合して

<森林所有者等>



<参考>

○全国森林計画（策定）（令和5年10月13日閣議決定）

　計画期間 令和6年4月1日から令和21年3月31日の15年計画

○香川地域森林計画策定（令和2年12月28日）

　計画期間 令和3年4月1日から令和13年3月31日の10年計画

- ・香川地域森林計画変更（令和3年12月27日）
- ・香川地域森林計画変更（令和5年2月14日）
- ・香川地域森林計画変更（令和6年1月22日）



# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 自然的背景

本県は四国の北東部に位置し、県土面積は約 1,877 km<sup>2</sup>で、東西約 90km、南北最大約 60km にひろがり、瀬戸内海に浮かぶ多数の島々を含んでいる。

気候は温暖で雨が少なく、日照時間の長い典型的な瀬戸内式気候に属している。年平均気温は約 17°C であり、年平均降水量は、1,150mm 程度で全国 44 位である。また、年平均日照時間は約 2,050 時間で全国 14 位である。(都道府県庁所在地の 1991 年～2020 年の平年値)

地形は、半月形をなし、南は讃岐山脈を背景に、北は瀬戸内海に面している。河川はほとんど讃岐山脈に源を発し瀬戸内海に注いでおり、流路が短く河幅も狭く水量は乏しい。

このため、水事情は厳しく、満濃池をはじめとする県内各所の大小 12,200 余のため池や香川用水に依存している。

### (2) 社会経済的背景

本県の人口は、平成 11 年の 103.0 万人をピークに平成 12 年から減少に転じており、令和 5 年 9 月現在では約 92.6 万人にまで減少している。

今後も減少傾向は続き、令和 12 年には 88.9 万人になるものと予測されている。

年齢 3 区分別の人口をみると、生産年齢人口（15～64 歳）は、全国よりも早く平成元年にピークを迎えた後、減少に転じている。また、平成 5 年には年少人口（0～14 歳）と老人人口（65 歳以上）が逆転しており、老人人口の割合は、令和 12 年には 33.8%になると見込まれている。

なお、「かがわ人口ビジョン」（令和 2 年 3 月改訂版）では、令和 42（2060）年に人口約 77 万人を維持するという目標を掲げている。

本県の実質経済成長率は、平成 30 年度は 0.1% 減、令和元年度は 0.8% 増、令和 2 年度は 8.2% 減となっている。

また、平成 30～令和 2 年度の 3 年間の実質経済成長率（年平均）を全国と比較すると、全国が-1.8% であるのに対し、本県では-2.5% と、全国より低くなっている。

農業については、農業従事者の減少や高齢化により、耕地面積の減少、遊休農地の増加が進んでいるものの、担い手への農地の集積は漸増傾向にあり、農業産出額は 800 億円前後で推移している。

また、水産業では、漁業者の高齢化や後継者不足に加えて、水温の上昇や栄養塩の低下などの海域環境の変化により、生産額は減少傾向である。

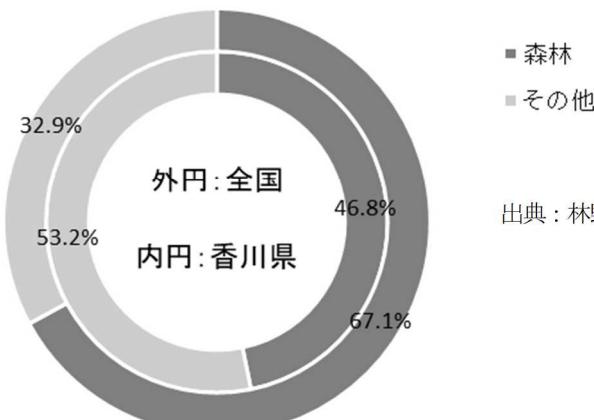
### (3) 森林・林業の動向等

#### 【森林の現況】

##### ア 森林率

香川県の森林率は46.8%で、全国の森林率67.1%よりも低く、森林の占める割合が低いことが伺える。

#### 森林の割合(森林率)

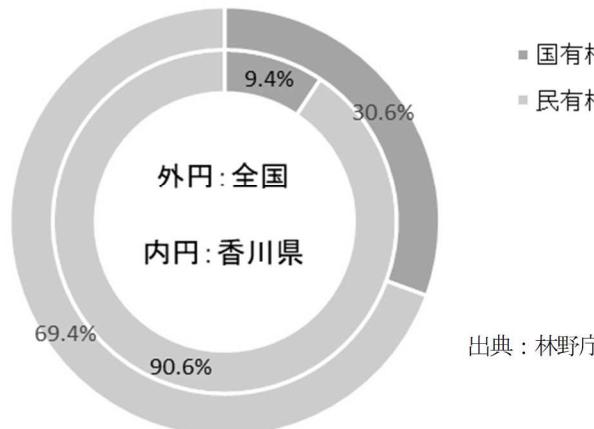


出典：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）

##### イ 国有林・民有林率

香川県の森林面積のうち国有林が占める割合は9.4%、民有林の占める割合は90.6%であり、全国に比べて民有林の割合が高くなっている。

#### 国有林・民有林の割合

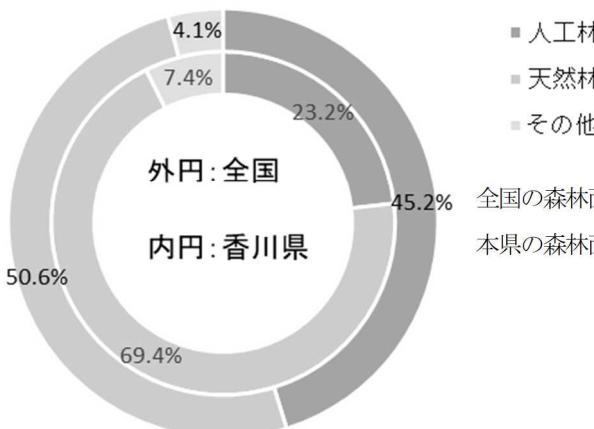


出典：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）

##### ウ 人工林率

民有林の人工林率は23.2%であり、全国の人工林率45.2%を下回っている。

#### 人工林・天然林等の面積割合



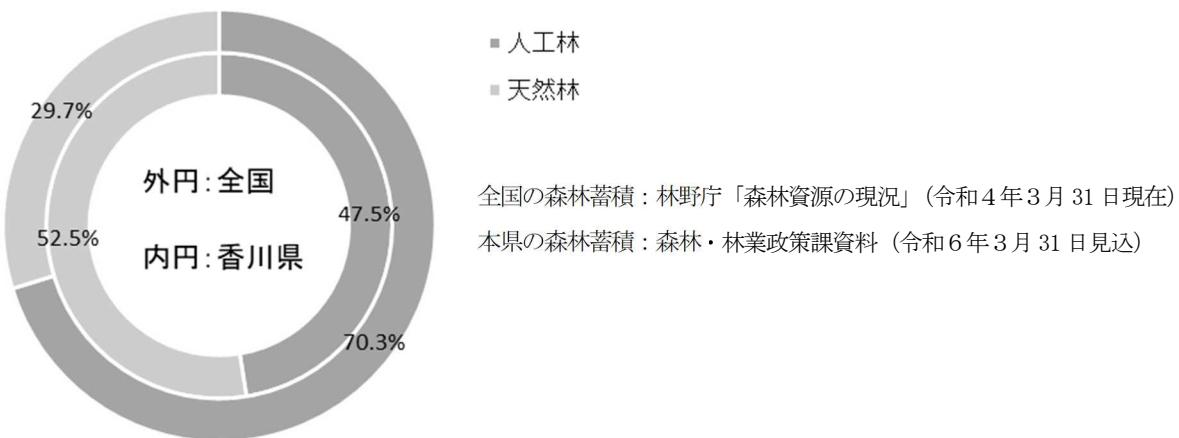
全国の森林面積：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）

本県の森林面積：森林・林業政策課資料（令和6年3月31日見込）

## エ 民有林の蓄積

民有林の蓄積のうち、人工林が占める割合は47.5%、天然林が占める割合は52.5%であり、全国に比べて天然林の割合が高くなっている。

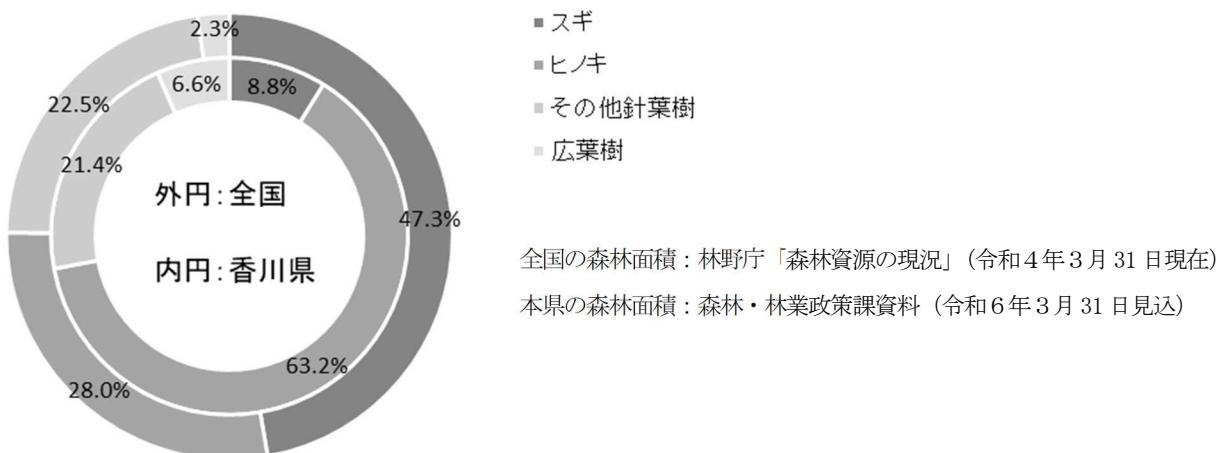
### 人工林・天然林の蓄積割合



## オ 樹種別面積割合（人工林）

民有林の人工林における樹種別構成を面積割合でみると、スギが人工林全体の8.8%、ヒノキが63.2%、その他針葉樹（マツ等）が21.4%を占めており、全国と比較してもヒノキの割合が高くなっている。

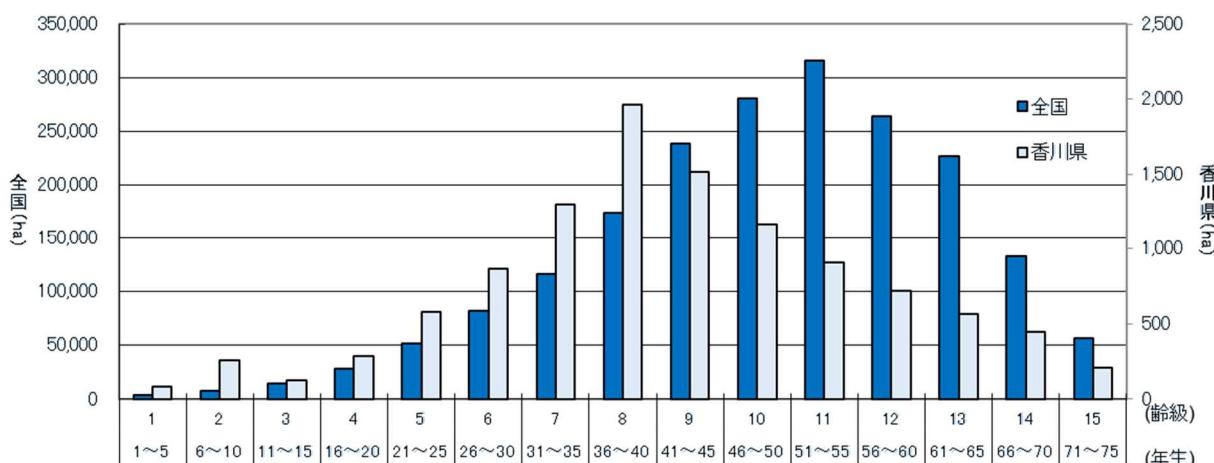
### 人工林における樹種別面積割合



## 力 ヒノキ林齡級別面積（人工林）

民有林の人工林におけるヒノキ林齡級別面積をみると、全国に比べてピークの齡級が3齡級ほど若くなっている。

ヒノキ林齡級別面積(民有林)



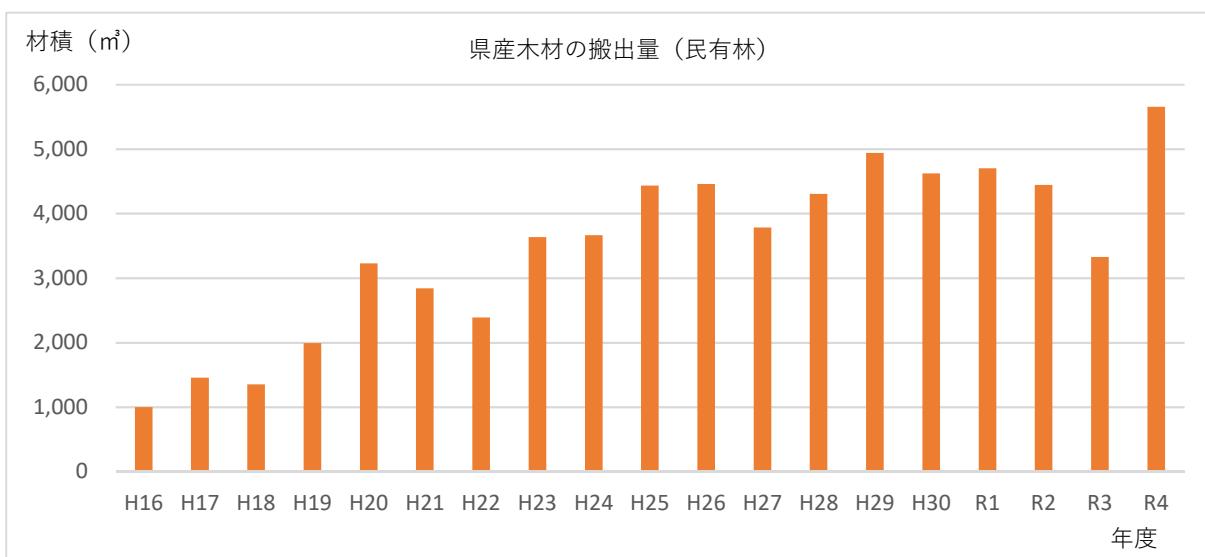
出典：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）

## 【林業の動向等】

令和3年の本県の林業産出額は約41億3千万円であり、そのうち栽培きのこ類生産額が39億7千万円と約96.1%を占めており、木材生産額は1億3千万円である。

木造住宅の新規着工件数の伸び悩みや木材価格の低迷が続く一方、森林所有者の施業意欲の低下や林業就業者数の減少など、本県の林業を取り巻く環境は厳しく、木材生産額は全国でも沖縄県、大阪府について3番目に低い額となっている。

一方、昭和40年代後半の松くい虫被害の後に植栽されたヒノキが木造住宅の柱材などに利用できる時期（7齡級以上）を迎えて間伐材の搬出が進み始め、平成16年度は1,003m<sup>3</sup>であった民有林の県産木材の搬出量が、令和4年度は5,653m<sup>3</sup>となっており、長期的に増加傾向にある。



## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

各項目の前計画前期5年間の実行結果の概要と評価は、次のとおりである。

### (1) 伐採立木材積

木材価格の低迷等により、伐採立木材積のうち主伐材積については、計画量 55 千m<sup>3</sup>に対し実行量は 33 千m<sup>3</sup>、実行歩合は 60%、間伐材積については、計画量 90 千m<sup>3</sup>に対し実行量は 50 千m<sup>3</sup>、実行歩合は 56%に留まった。

### (2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

主伐量の実績が計画を下回ったことから、人工造林では、計画量 430ha に対し実行量が 283ha、実行歩合は 66%、天然更新では、計画量 100ha に対し実行量が 74ha、実行歩合は 74%に留まった。

### (3) 間伐面積

木材価格の低迷等により、間伐面積では、計画量 2,500ha に対し実行量が 1,505ha、実行歩合は 60%に留まった。

### (4) 林道の開設及び拡張（改良・舗装）

林道の開設は、県及び市町の予算上の制約等により、計画量 15.9km に対し実行量が 3.0km であり、実行歩合は 19%と低調な実行状況にある。林道の拡張のうち、改良については、計画量 84 箇所に対し実行量が 62 箇所であり、実行歩合は 74%である。また、舗装では、計画量 15.5km に対し実行量が 2.8km であり、実行歩合は 18%と低調な実行状況にある。

### (5) 保安林の指定面積

保安林指定の計画量は、水源涵養のための保安林で 100ha、災害防備のための保安林で 50ha、保健・風致のための保安林で 10ha であり、主に山地災害を防止するための治山事業を実施したことに伴い、実行量は、水源涵養のための保安林で 18ha、災害防備のための保安林で 115ha、保健・風致のための保安林で 0ha であった。実行率はそれぞれ 18%、230%、0%であった。

### (6) 治山事業

治山事業では、県の予算上の制約等により、計画量 90 箇所に対し実行量が 37 箇所、実行率は 41% に留まった。

## 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の約 47%を占める森林は、水源の涵養や山地災害防止などの機能をはじめ、二酸化炭素の吸収源のほか、木材生産など、多面的機能を有していることから、その機能を維持するため、多様な森林の整備を推進することが重要である。

また、本県の森林では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、松くい虫被害跡地に植栽したヒノキが木造住宅の柱材などとして利用できる時期を迎えていていることから、間伐材の搬出などにより木材利用を推進することが必要である。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮を目指すこととする。

これに向け、森林の現況、自然条件、社会的条件、県民のニーズ等に応じて、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めることとする。

さらに、森林施業の集約化の促進や高性能林業機械の導入、路網の整備などにより搬出間伐を促進するとともに、林業の担い手の育成・確保、県産木材の利用促進を図ることとする。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

計画の対象とする森林は、次の①～④までの事項の対象となる。

- ①森林法第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
- ②森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- ③森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）
- ④みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の土地開発行為の事前協議

森林計画図の縦覧場所は、香川県環境森林部森林・林業政策課、各林業事務所及び小豆総合事務所環境森林課とする。

《計画の対象となる森林の面積》

単位 面積：ha

区分		面積	備考
総数		79,256	
市町別内訳	小豆森林調査区	土庄町	4,689
		小豆島町	6,864
		小計	11,553
	東讃森林調査区	さぬき市	8,024
		東かがわ市	8,487
		小計	16,511
	高松森林調査区	高松市	12,692
		三木町	3,596
		直島町	978
		綾川町	4,502
		小計	21,768
	坂出・中讃森林調査区	丸亀市	2,929
		坂出市	2,547
		善通寺市	914
		宇多津町	85
		琴平町	196
		多度津町	549
		まんのう町	11,032
		小計	18,252
	三豊森林調査区	觀音寺市	3,300
		三豊市	7,872
		小計	11,172

注：整数を単位としていることから、内訳と計は必ずしも一致しない。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、県民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう、整備及び保全を進める必要がある。

スギやヒノキ等の育成単層林の適切な間伐等の実施や適確な更新の確保については、山地災害防止機能/土壤保全機能の維持増進に配慮して、計画的に実施するとともに、花粉発生源対策の加速化、自然条件等に応じて広葉樹林化や針広混交の育成複層林の造成を推進することとする。また、下流平野部に人口の集中した都市が形成されている河川の上流の水源山地においては育成複層林への誘導又は長伐期化を推進し、水源涵養<sup>かん</sup>等の公益的機能の維持増進を図ることとする。特に、降水量の少ない瀬戸内海沿岸部においては、天然力の活用を主体とした森林生産力の維持増進を図るため、林地の改良、広葉樹の導入等を推進するとともに、山火事の防止に努めることとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮することとする。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進することとする。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとする。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

森林の有する主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

森林の有する主な機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能/ 土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

<b>生物多様性保全機能</b>	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林
<b>木材等生産機能</b>	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりである。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
<b>水源涵養機能</b>	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<b>山地災害防止機能</b>	<p>災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<b>快適環境形成機能</b>	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
<b>保健・レクリエーション機能</b>	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<b>文化機能</b>	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha 蓄積：m<sup>3</sup>/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	21,330	21,840
	育成複層林	430	550
	天然生林	57,469	56,839
森林蓄積		70	73

注：用語の解説

育成单層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林：森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層<sup>※1</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天然生林：主として天然力<sup>※2</sup>を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。なお、未立木地、竹林等を含む。

森林蓄積：森林を構成する木の体積。この表の数字は立木地における平均蓄積量

※1 「複数の樹冠層」とは、林齡や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※2 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

## 2 その他必要な事項

該当無し

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」を踏まえ、次の事項に留意して定めることとする。

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うこととする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

なお、立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものであり、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、次のとおり行うこととする。

皆伐択伐の別	指針
皆伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のこととする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。</p>
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）で実施することとする。</p>

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安として定めることとする。

単位 径級：cm

樹種	標準的な施業体系			施業上の伐採の目安（年）
	生産目標	仕立方法	期待径級	
ヒノキ	一般建築材・大径材	中仕立	28	70
	柱材・一般建築材		23～	50～
スギ	一般建築材・大径材	中仕立	38	65
	一般建築材		20～	40～
マツ	一般建築材・大径材	—	26～	60
	一般材		22～	40～
クヌギ	しいたけ原木	—	10～16	15～20
その他広葉樹	—	—	—	15～

## （2）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、市町内の区域に生育する主要な樹種ごとに、次に示す林齡を基礎として市町の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齡を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとする。

なお、立木の標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、市町村森林整備計画において定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齡	35年	40年	30年	10年	15年

## （3）その他必要な事項

該当無し

## 2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項に留意して定めることとする。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の人工造林を促すことを基本として、森林の自然条件、地域における人工造林種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して定めることとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められるものである。

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すべき旨を市町村森林整備計画書に記載するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

区分	造林対象樹種選定の指針
人工造林の対象樹種	木材生産を目的とする場合には、スギ、ヒノキ、マツ及び造林実績のある有用広葉樹

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、森林の適確な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法等を勘案し、次のとおり定めることとする。

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断すべき旨を市町村森林整備計画書に記載するとともに、あらかじめそのような植栽をすべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で定めることとする。

なお、人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものである。

#### a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全等に配慮する必要がある場合には筋置きとする等の点に留意することとする。

b 植栽方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けることとする。

なお、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

c 人工造林の標準的な植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、次表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案し、市町村森林整備計画において仕立ての方法別に定めることとする。

<植栽本数>

樹種	植栽本数（1ha当たり）
ヒノキ	2,000～4,000本
スギ	2,000～4,000本
マツ	2,000～4,000本
クヌギ	2,000～4,000本

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、人工造林を伴うものにあっては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽することとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものである。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主に、天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は県内に自生する高木とし、次表を参考に定めることとする。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められるものである。

天然更新の対象樹種	マツ及びナラ類、シイ類、カシ類などの有用広葉樹
ぼう芽更新可能樹種	ナラ類、カシ類、シイ類などのぼう芽力の大きい樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

①天然更新対象樹種の立木の本数について

期待成立本数	天然更新すべき立木本数
3,000本/ha	1,000本/ha以上

## ②天然更新補助作業の標準的な方法について

天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

- a 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
- b 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
- c 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりおおむね3～4本を目安として、必要に応じ、ぼう芽整理を行うことを定めることとする。ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起こしを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うことを定めることとする。

## ③天然更新の完了を確認する方法について

天然更新の完了は、別に定める「天然更新完了基準」により更新状況を確認するものとする。

### 《香川県天然更新完了基準（抜粋）》

県内に自生する高木の稚幼樹（保残木及びぼう芽を含む。）が、次のいずれかの状態をもって、更新完了とする。

- ①樹高が概ね30cmを超えて、密度が1,000本/ha以上の状態が、伐採跡地全体の70%以上あること。
- ②樹冠疎密度が10分の3を超えていること。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められるものである。

### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、天然更新すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、更新状況を確認することとする。

更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林等を行い確実な更新を図ることとする。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められるものである。

### **(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針**

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な天然更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して、天然更新が期待できない森林については、人工造林により適確な更新を確保することとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められるものとする。

### **(4) その他必要な事項**

該当無し

### 3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」及び2「間伐面積」を踏まえ、次の事項に留意して定めることとする。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとする。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められるものである。

樹種	施業体系	間伐時期(年)				間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	
ヒノキ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				選木の方法：枯損木、病虫害木、被圧木などの順に、幹の形質に重点をおいて行う。  間伐率：本数率は、おおむね、10～30%とする。 ただし、林分密度によって適宜変動する。
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				高齢級の森林については立木の成長力に留意して定めることとする。  なお、材積率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めることとする。
スギ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				な
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				
マツ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				
クヌギ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				

なお、高性能林業機械等により間伐を行う場合は、列状間伐の導入に努めるなど、効率的な搬出を目指すこととする。その際、伐採後の風害、雪害等を十分考慮し、伐採列幅、伐採率を決定する。

## (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めることとする。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において保育を行う際の規範として定められるものである。

保育の種類	樹種	実施年齢(齢級)回数								備考
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
下刈り	ヒノキ スギ		■							回数：毎年1～2回程度（植栽後の生育状況等を踏まえ、実施回数や実施期間を判断する。）
	マツ クヌギ	■								
つる切	ヒノキ スギ		■							回数：通常2回程度
	マツ クヌギ		■							
除伐	ヒノキ スギ			■						回数：通常4～5回（生産目標によっては、伐採前の数年間行う場合もある。）
	マツ クヌギ		■	■						
枝打	ヒノキ スギ マツ クヌギ			■	■					
肥培	ヒノキ スギ マツ クヌギ		■							（必要に応じて、せき悪林地に、植栽後2～3回施肥を行う。）

## (3) その他必要な事項

該当無し

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林は、個々の森林において発揮すべき公益的機能の種類に応じて適切な森林施業を推進する森林であり、その区域及び区域内における森林施業の方法は、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、次に定める区域の設定の基準及び森林施業の方法の指針に基づき、市町村森林整備計画において定めることとする。

#### ア 区域の設定の基準

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然状況及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、水源の涵養の機能、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設定する基準を次表のとおりとする。

なお、この場合において森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

公益的機能別施業森林の区分	法指定等	自然条件及び社会的条件	機能の評価区分
水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源かん養保安林 干害防備保安林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林	水源涵養機能が高い
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土砂崩壊防備保安林 土砂流出防備保安林 なだれ防止保安林 落石防止保安林 砂防指定地 山地灾害危険地区 急傾斜地崩壊危険区域	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林	山地災害防止機能／土壤保全機能が高い
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	飛砂防備保安林 防風保安林 潮害防備保安林 防雪保安林 防霧保安林 防火保安林	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	快適環境形成機能が高い

<b>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</b>	保健保安林 風致保安林 自然公園 風致地区 史跡、名勝	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林及び原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林	保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い
--------------------------------------	---	---	---------------------------------

注：法指定等とは、保安林など法令により施業方法が規制されている森林をいう。

#### イ 施業の方法に関する指針

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小することとする。

また、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の公益的機能別施業森林については複層林施業を行うこととする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても、維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる場合には、標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う長伐期施業を行ったうえで皆伐することも可能であり、この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業が必要な場合には、その旨を市町村森林整備計画書に記述することとする。

#### (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材生産機能維持増進森林は、林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林であり、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、次に定める区域の設定の基準及び森林施業の方法の指針に基づき、市町村森林整備計画において定めることとする。

#### ア 区域の設定の基準に関する指針

対象森林に関する自然状況及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設定するとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定するための基準を次表のとおりとする。

なお、当該区域が、(1)の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

森林の区分	法指定等	自然条件及び社会的条件	機能の評価区分
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		木材の生育に適した森林であり、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林	木材等生産機能が高い
このうち、特に効率的な施業が可能な森林		林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林	

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の方法としては、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

(3) その他必要な事項

該当無し

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状 単位 延長 : km

区分	路線数	延長
基幹路網	270	421
うち林業専用道	0	0

注：「基幹路網」とは、林道及び林業専用道をいう。以下同じ。

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

なお、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成单層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進することとする（路網改良を含む。）。

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じて次表の路網密度の水準を目安に林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを構築することとする。

なお、林道の開設量については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4「林道の開設及び拡張に関する計画」のとおり計画する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度 : m/ha

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系 作業システム	110 以上	30~40
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系 作業システム	85 以上	23~34
	架線系 作業システム	25 以上	23~34
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系 作業システム	60 <50> 以上	16~26
	架線系 作業システム	20 <15> 以上	16~26
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	5~15

注1 :「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材をつり上げて集積するシステム。スイングヤーダ等を活用する。

注2 :「車両系作業システム」とは、林内ワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3 :「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

緩傾斜地及び中傾斜地でスギやヒノキの人工林があり、木材等生産機能が中程度以上の区域については、既存の基幹路網の密度や幹線となる林道の利用区域を考慮して、路網整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域として設定する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備する等の観点から、林道及び林業専用道については林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）及び香川県林業専用道作設指針に、森林作業道については香川県森林作業道作設指針に基づいて開設する。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当無し

(6) その他必要な事項

該当無し

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

本県は所有規模が1ha未満の森林が多く、人工林も分散していることから、効率的な森林の施業及び経営を行うためには、森林の経営の受委託等により、経営の規模の拡大を進める必要がある。

このため、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、不在村森林所有者を含めた森林所有者等への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合等の育成、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動を進めることとする。

また、森林情報の提供及び助言を行うこと等により、意欲ある森林所有者・森林組合等への長期の施業等の委託を進めるとともに、森林経営の委託への転換を目指すこととする。

その際、森林経営の委託が円滑に進むよう、市町による森林所有者等の情報の整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

さらに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するとともに、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化に努めることとする。

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業従事者の養成・確保

林業従事者の通年雇用化や社会保険への加入促進等による雇用関係の明確化と雇用の安定化、賃金体系の改善や就労条件の改善等を図るとともに、森林組合等が取り組む作業班員に対する労働安全衛生研修や技術研修等を支援する。

また、効率的な森林施業の計画を策定できる専門知識を持った、森林施業プランナーの育成を支援し、地域の林業の中核となる人材の育成を図るとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組むこととする。

さらに、林業への就業希望者に、求職情報の提供や技術研修、各種相談業務を行う「林業労働力確保支援センター」を支援し、新規林業従事者の確保に努めるとともに、林研グループ等の活動を支援し、林業後継者を育成することとする。

#### イ 林業経営基盤の強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成を図るために、ICTを活用した生産管理手法の導入や安定的な事業量の確保、生産性の向上等の事業の合理化を促進すること等により、林業経営基盤や経営力の強化に努めることとする。

#### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

現行のチェーンソーを中心とした作業体系から、地形条件に適した高性能林業機械を活用する作業体系への移行を促進するため、森林整備担い手対策基金を活用して高性能林業機械の購入等を支援するとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者（フォレストマネージャー、森林作業道作設オペレーター等）の養成を支援するなど、生産性の向上と労働安全衛生の向上を図ることとする。

#### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産木材の搬出量が平成 16 年度の 1,003 m<sup>3</sup>から令和 4 年度の 5,653 m<sup>3</sup>と増えつつあるため、今後は県産木材における供給体制の充実や、民間住宅等への利用を進めることが重要である。

このため、平成 30 年 4 月から施行した「香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」に基づき、関係機関と連携し、県産木材の安定供給に向けた取組みを推進するとともに、県産木材の認知度を高め、利用を一層促進する。

具体的には、「かがわ木材加工センター」を拠点として、県内の森林・林業関係者が推進する、県産木材の利用促進につながる加工・流通体制の拡充を支援するとともに、隣県の原木市場と連携して県産木材の利用促進に努める。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

#### (6) その他必要な事項

木材関係団体や森林ボランティア等と連携して、木材普及のためのイベント等を開催すること等により、県産木材製品の需要拡大と販売促進を図るとともに、平成 25 年 4 月に香川県産木材認証制度運営協議会が創設した「香川県産木材認証制度」の運用等により、県産木材の認知度を高め、公共施設や民間施設等での利用を促進することとする。

また、広葉樹や林地残材などの未利用資源の利用促進を図るため、地域における熱利用等に向けた取組みを支援する。

さらに、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進することとする。

### 7 その他必要な事項

森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育等の施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進することとする。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、適切な森林の施業、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養<sup>かん</sup>、山地災害の防止等の公益的機能の維持増進を図るとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

土砂崩壊防止、土砂流出防止、水源かん養保安林及び保安施設地区内の森林を、森林の施業及び土地の形質の変更に当たって、林地の保全に特に留意すべき森林として定める。

総面積	20,267ha
-----	----------

注：市町ごとの樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の所在については、別表1のとおり定める。

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

第3の5（5）林産物の搬出方法等を踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壤等の自然条件から判断して搬出方法を特定しなければ、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障が生ずると認められる森林を次のとおり定める。

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	搬出方法
総 数		23	
土庄町	19～23	23	地表の損傷を極力行わないよう架線集材等の搬出方法によることとする。

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずることとする。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災設備の設置、森林の適切な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組みの実施等に配慮することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとする。

#### (4) その他必要な事項

該当無し

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて間伐率等の指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、第2の1「森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然条件や社会的要請等を踏まえるとともに、円滑に治山事業の実施ができるよう、保安施設地区の指定を計画的に推進することとする。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、事前防災・減災の考え方立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、自然条件等に応じて組み合わせ、計画的に推進することとする。

また、流域治水の取組みと連携し、浸透・保水機能を維持・向上させる対策として、簡易な土木的工法(筋工・柵工)の設置及びこれらと組み合わせた保安林整備の実施等に取り組むとともに、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

該当無し

### (5) その他必要な事項

該当無し

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、次に定める区域の設定の基準及び鳥獣害の防止の方法に関する方針に基づき、市町村森林整備計画において定めることとする。

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとする。

この際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う森林組合や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

### 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

#### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

マツ枯れやナラ枯れを始めとする森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除及び予防を行うことでそのまん延を防止し、森林の保全を図ることとする。森林病害虫等の駆除及び予防の方針は次のとおりとする。

- ①被害木の早期発見と迅速、かつ、機動的な駆除を実施するとともに、被圧木等の感染源除去及び予防などを地域の実態に応じてきめ細かく行うこととする。
- ②防除対策の単位となる地域ごとに、総合的、専門的支援の充実とこれを担う体制の整備に努めることとする。
- ③松くい虫被害対策については、現行の対策により激害の抑制が図られていることから、再激化を防ぐことを目的として継続的に対策を講ずることとする。
- ④ナラ枯れ被害対策については、香川県ナラ枯れ防除対策方針に基づき、効果的な防除対策を講ずるとともに、防除のための体制づくりに努めることとする。

#### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の情報収集に努め、それを踏まえた被害防止対策を実施することとする。

### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災対策として、各種の普及啓発活動により防火意識の高揚を図るとともに、気象災害や林野火災等の不測の事態に対する備えとして、森林保険への加入を促進する。また、立入の多い森林については重点的に林野火災予防標識等を設置するなど、関係機関と連携を図りながら施設の充実に努める。

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従って行うこととする。

### (4) その他必要な事項

森林の保全及び災害並びに森林被害の防止を図るため、次の地域において巡視を行う。

- ・森林法第25条第1項の規定により指定された保安林である民有林
- ・森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等による森林の被害が多発するおそれのある森林
- ・山火事の危険性が高く、かつ過去において相当程度の山火事が発生したことのある市町の区域内の森林

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、保健機能と文化機能の高い森林につき、その保健機能を高度に発揮させるために「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」に基づき設定されるもので、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備を一体的に推進することにより森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然的条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して計画事項を定めることとする。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつその森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

特に、保健機能の高い森林のうち、多様な広葉樹が賦存し、多くの地域住民により森林レクリエーションの場として活用されており、今後キャンプ場等の施設整備が予定され、入込み数の増大が見込まれる地域の森林については、積極的に保健機能森林として整備することとする。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、キャンプ場等の施設設置に伴う森林の有する水源涵養<sup>かん</sup>、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、クヌギ、コナラ等の広葉樹育成施業を積極的に実施することとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な施設の整備を行うこととする。

また、施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））未満とすることとする。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑な確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保された自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うこととする。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積 : 千m<sup>3</sup>

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	260	230	30	140	110	30	120	120	0
うち前半5年分	130	115	15	70	55	15	60	60	0

注：各市町の伐採計画量は別表2のとおり定める。

### 2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間伐面積
総 数	2,300
うち前半5年分	1,150

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	1,150	110
うち前半5年分	575	55

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

#### 林道の開設・拡張計画

開設拡張別	種 類	延長及び箇所数
開設	自動車道	29.6km
拡張	(改良) 自動車道	111 箇所
拡張	(舗装) 自動車道	25.2km

注：市町ごとの開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等については、別表3のとおり定める。

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

計画期間内に管理すべき保安林については、次のとおり定める。

#### ①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面積	備考 (保安林率)	
		うち前半5年分	
総 数 (実面積)	19,600	19,400	25%
水源涵養のための保安林	7,500	7,400	
災害防備のための保安林	10,500	10,400	
保健・風致の保存等のための保安林	2,350	2,340	

注1：用語の解説

保安林率：天然林や人工林等の森林面積に対しての保安林の面積の割合。

水源涵養のための保安林：森林法第25条第1項第1号（水源のかん養）の目的を達成するための保安林

災害防備のための保安林：森林法第25条第1項第2号から第7号（土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備）の目的を達成するための保安林

保健・風致の保存等のための保安林：森林法第25条第1項第8号から第11号（魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存）の目的を達成するための保安林

注2：総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林の等の内訳の合計に一致しない。

#### ②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等について、別表4のとおり定める。

#### ③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて指定施業要件を定め、その整備を相当とする森林の面積を次のとおり定める。

単位 面積 : ha

種類	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための保安林	—	—	—	—	—
災害防備のための保安林	—	—	960	1,650	200
保健・風致の保存等のための保安林	—	—	240	1,970	200

## (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

計画期間内に保安施設地区として指定することを相当とする土地の面積を次表のとおり定める。

単位 面積 : ha

総数	18.0
うち前半5年分	9.0

注：市町別の面積は別表5のとおりである。

## (3) 実施すべき治山事業の数量

計画期間内に実施すべき治山事業の施行地区数を次表のとおり定める。

単位：箇所数

総数	180
うち前半5年分	90

注：市町別の施行地区数及び主な工種については、別表6のとおり定める。

## 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当無し

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

市町別の制限林の所在及び面積は別表7(1)のとおりである。なお、個別箇所における施業方法については別表7(2)による。

また、同一森林で2種類以上の制限林が重複する場合は、それぞれで定める要件全てを満たす施業方法とする。その他の法令等によって施業を制限される区域については、その個別法令等による。

### 2 その他必要な事項

該当無し

別表1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の所在及び市町別面積

森林の所在		面積	留意すべき事項	単位 面積 : ha
市 町	林 班			
小豆 森 林 調 査 区	土 庄 町	1, 2, 3, 4, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 35, 36, 37, 38, 40, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 56, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 87	991. 47	土砂崩壊防止・ 土砂流出防止・水 源かん養保安林及 び保安施設地区内 の森林等について 、公益的機能の維 持向上が図られる ような措置を講ず るものとする。
	小 豆 島 町	101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 112, 113, 114, 116, 117, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 142, 143, 144, 145, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 168, 169, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 201, 202, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 216, 217, 218, 219, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 241, 242, 245	899. 47	
		小 計	1, 890. 94	
東 讚 森 林 調 査 区	さ ん き 市	102, 103, 104, 105, 107, 108, 110, 112, 113, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 326, 327, 328, 332, 333, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 418, 420, 502, 504, 505, 506, 508, 509, 511, 512, 513, 514, 515, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 538, 540, 541, 542, 543, 545, 546, 547, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555	1, 950. 67	

単位 面積 : ha

森林の所在		面積	留意すべき事項
市 町	林 班		
東 讃 森 林 調 査 区	東かがわ市	3,919.60	
高 松 森 林 調 査 区	高 松 市	2,014.61	
	三 木 町	272.81	
	直 島 町	141.85	
	綾 川 町	1,054.37	
坂 出 ・ 中 讃 森 林 調 査 区	丸 亀 市	321.10	
	坂 出 市	104.89	
	善 通 寺 市	136.55	
	宇 多 津 町	30.58	
	琴 平 町	104.33	
	多 度 津 町	85.63	

単位 面積 : ha

市 町	森林の所在 林 班	面積	留意すべき事項	
坂出・中讃森林調査区	まんのう町	5,039.67		
三豊森林調査区	観音寺市	1,091.00		
	三 豊 市	2,108.19		
小 計		5,822.75		
小 計		3,199.19		

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積の市町別内訳

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
小豆島森林調査区	土庄町	11	11	0	0	0	11	11	0
	小豆島町	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	11	11	0	0	0	11	11	0
東かがわ市調査区	さぬき市	57	50	7	32	25	7	25	25
	東かがわ市	64	57	7	33	26	7	31	31
	小計	121	107	14	65	51	14	56	56
高松森林調査区	高松市	37	32	5	22	17	5	15	15
	三木町	22	19	3	15	12	3	7	7
	直島町	0	0	0	0	0	0	0	0
	綾川町	8	7	1	5	4	1	3	3
	小計	67	58	9	42	33	9	25	25
坂出・中讃森林調査区	丸亀市	0	0	0	0	0	0	0	0
	坂出市	0	0	0	0	0	0	0	0
	善通寺市	0	0	0	0	0	0	0	0
	宇多津町	0	0	0	0	0	0	0	0
	琴平町	0	0	0	0	0	0	0	0
	多度津町	0	0	0	0	0	0	0	0
	まんのう町	54	48	6	28	22	6	26	26
	小計	54	48	6	28	22	6	26	26
三豊森林調査区	観音寺市	2	2	0	0	0	2	2	0
	三豊市	5	4	1	4	3	1	1	0
	小計	7	6	1	4	3	1	3	0
総計		260	230	30	139	109	30	121	121

注：各市町の伐採計画量は造林計画量の量的配分を勘案して配分した。

原数を四捨五入したものを計上しているため、集計値が一致しない場合がある。

別表3 開設及び拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図番号	備考	
開設	自動車道	小豆一円		2路線	1.8		○		単県	
		調査区計		2路線	1.8					
		林業専用道	さぬき市	隠谷	1.6	108		①		
				荒相大権	3.0	80		②		
		林業専用道	東かがわ市	南谷	1.5	150		③		
				松崎	0.5	118		④		
		小計		4路線	6.6					
		東讃一円		2路線	1.5		○		単県	
		調査区計		6路線	8.1					
		高松一円		2路線	2.0		○		単県	
		調査区計		2路線	2.0					
		まんのう町	まんのう町	琴南財田(2-1号)	3.1	188	○	⑤		
				琴南財田(4-2号)	2.0	150	○	⑥		
				三角	1.5	63		⑦		
				前山	2.0	90		⑧		
				東谷	1.5	62		⑨		
				種子広袖	2.0	51		⑩		
		小計		6路線	12.1					
		坂出・中讃一円		4路線	4.0		○		単県	
		調査区計		10路線	16.1					
		三豊一円		2路線	1.6		○		単県	
		調査区計		2路線	1.6					
計画区計				22路線	29.6					

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長及び 箇所数	うち前半 5年分	対図番号	備考		
拡張	自動車道	(改良)	土庄町	黒岩	1		①			
			小豆島町	星ヶ城	1	○	②			
				中山(奥山)	1	○	⑦			
				小計	3路線	3				
				小豆一円	2路線	2	○		単県	
				調査区計	5路線	5				
					さぬき市	長尾谷鈴竹	1	○	③	
						矢筈太郎兵衛	1	○	④	
						小倉	1	○	⑤	
						蓑神	1		⑥	
				東かがわ市	額北	1		⑦		
					打見	1		⑧		
					森ヶ奥	1	○	⑧		
					小倉西の谷	1	○	⑨		
					<長尾谷鈴竹>	1	○			
					<矢筈太郎兵衛>	1	○			
					小通	1		⑩		
					たらいケ谷	1		⑪		
					別所	1	○	⑫		
					様松	1	○	⑬		
					修験造	1		⑭		
					大向	1	○	⑮		
					太郎	1	○	⑯		
					千足	1	○	⑰		
					定久	1	○	⑱		
					正守	1	○	⑲		
					南谷(引田)	1	○	⑳		
					中津尾	1	○	㉑		
					南谷(白鳥)	1	○	㉒		
					宗極	1	○	㉓		
					東谷	1	○	㉔		
					寺地	1	○	㉕		
					黒川	1	○	㉖		
					薄木	1	○	㉗		
					小入谷	1	○	㉘		
					端	1	○	㉙		
			松崎	1	○	㉚				
			別惣	1	○	㉛				
			近守	1	○	㉜				
			黒川定久	1		㉝				
			五名星越	1		㉞				
			小計	31路線	35					
			東讃一円	3路線	3	○	単県			
			調査区計	34路線	38					
		高松市	塩江琴南	1		㉟				
			六甲天満ヶ原	1		㉟				
			嵯峨野粉谷	1		㉟				
			城原炭谷	1		㉟				
			南地	1		㉟				
			菅沢小藪	1		㉟				
			八丁	1		㉟				
			宮谷	1	○	㉟				
			佛谷	1	○	㉟				
			浦山	1		㉟				
			白砂古	1		㉟				
		三木町	立石東	1		㉟				
			北谷菅沢	1		㉟				
			桃木	1	○	㉟				
		綾川町	<塩江琴南>	1	○	㉟				
			龍頭谷	1	○	㉟				
			上柏原	1	○	㉟				
			長柄	1	○	㉟				
			信常	1	○	㉟				
			猪の鼻	1	○	㉟				
			岩下	1	○	㉟				

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長及び 箇所数	うち前半 5年分	対図番号	備考
拡張	自動車道	(改良)	小計	20路線	21			
			高松一円	4路線	13	○		単県
			調査区計	24路線	34			
			丸亀市	畠田金剛院	1		⑯	
				高見峰	1		⑰	
			宇多津町	青の山・山下	1		⑲	
				<塩江琴南>	1	○		
				塩入三野	1	○	⑳	
				山脇	1	○	㉑	
				葛籠野	1		㉒	
				東平川	1	○	㉓	
				竜王線	1	○	㉔	
				西谷	1	○	㉕	
				大井手	1	○	㉖	
				小弥谷	1	○	㉗	
				琴南財田1号	1	○	㉘	
				琴南財田2-2号	1	○	㉙	
			小計	13路線	14			
			坂出・中讃 一円	3路線	3	○		単県
			調査区計	16路線	17			
		まんのう町	有木	1	○		㉚	
			末美谷	1	○		㉛	
			内野々	1	○		㉜	
			栄谷	1	○		㉝	
			南谷	1	○		㉞	
			稲積山	1	○		㉟	
			長尾	1	○		㉟	
			五郷財田	1	○		㉟	
			一丁谷	1	○		㉟	
			井関谷	1	○		㉟	
		観音寺市	<五郷財田>	1	○		㉟	
			田渡谷	1	○		㉟	
			丈ヶ谷	1	○		㉟	
		小計	12路線	13				
		三豊一円	4路線	4	○			単県
		調査区計	16路線	17				
計画区計			95路線	111				

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長及び 箇所数	うち前半 5年分	対図番号	備考
拡張	自動車道	(舗装)	小豆一円	2路線	2.0	○		単県
			調査区計	2路線	2.0			
			さぬき市	額北	1.7		①	
			東谷	0.7			②	
			東かがわ市	たらいヶ谷	1.7		③	
			修験造	0.5			④	
			小計	4路線	4.6			
			東讃一円	2路線	1.5	○		単県
			調査区計	6路線	6.1			
			高松市	青ヶ峰	2.2		⑤	
			小計	1路線	2.2			
			高松一円	3路線	5.7	○		単県
			調査区計	4路線	7.9			
			まんのう町	塩入三野	2.0	○	⑥	
				山脇	1.0		⑦	
				葛籠野	1.0		⑧	
				花びら	0.6	○		
				小弥谷左岸	0.3	○		
			小計	5路線	4.9			
			坂出・中讃 一円	1路線	1.5	○		単県
			調査区計	6路線	6.4			
			三豊一円	2路線	2.8	○		単県
			調査区計	2路線	2.8			
計画区計				20路線	25.2			

注：路線名の< >は重複する路線名

別表4 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町	区域				
指定	水源涵養のための保安林	東かがわ市	東山	8	4	水源の涵養のため	
		東かがわ市	与田山	8	4		
		三木町	奥山	8	4		
		綾川町	西分	8	4		
		三豊市	山本町河内	8	4		
		小計		40	20		
解除	災害防備のための保安林	土庄町	小部	10	5	土砂流出の防備のため	
		小豆島町	蒲生	15	10		
		東かがわ市	吉田	15	5		
		さぬき市	寒川町石田東	15	5		
		高松市	庵治町	15	5		
		三木町	下高岡	15	5		
		直島町	直島	15	5		
		綾川町	東分	15	5		
		丸亀市	綾歌町岡田上	15	5		
		坂出市	青海町	10	5		
		善通寺市	大麻町	15	10		
		多度津町	奥白方	10	5		
		まんのう町	炭所西	15	10		
		観音寺市	豊浜町和田	15	10		
		三豊市	三野町大見	15	10		
		小計		210	100		
解除	保健、風致の保存等のための保安林	小豆島町	池田	4	2	公衆の保健のため	
		東かがわ市	小海	4	2		
		さぬき市	前山	4	2		
		善通寺市	大麻町	4	2		
		まんのう町	中通	4	2		
		小計		20	10		
合計				270	130		

<解除>

該当なし

別表5 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積 : ha

森林の所在		面 積	うち前半 5年分	指定を必要とする理由	備考
市 町	区域				
土 庄 町	小部	0.2	0.1	土砂流出の防備のため	
	渕崎	0.2	0.1	〃	
	小海	0.2	0.1	〃	
小豆島町	蒲生	0.4	0.2	〃	
	池田	0.2	0.1	〃	
調査区計		1.2	0.6		
さぬき市	前山	0.2	0.1	土砂流出の防備のため	
	津田町津田	0.4	0.2	〃	
	大川町富田東	0.2	0.1	〃	
	大川町田面	0.5	0.2	〃	
	大川町南川	0.1	0.1	〃	
	志度	0.2	0.1	〃	
	鴨部	0.2	0.1	〃	
	寒川町石田東	0.6	0.2	〃	
	多和	0.2	0.1	〃	
東かがわ市	川股	0.2	0.1	〃	
	黒羽	0.3	0.1	〃	
	坂元	0.2	0.1	〃	
	小海	0.2	0.1	〃	
	東山	0.2	0.1	〃	
	入野山	0.2	0.1	〃	
	川東	0.1	0.1	〃	
	与田山	0.2	0.1	〃	
	五名	0.1	0.1	〃	
	馬篠	0.1	0.1	〃	
	白鳥	0.2	0.1	〃	
	帰来	0.2	0.1	〃	
	三殿	0.2	0.1	〃	
調査区計		5.0	2.5		
高 松 市	牟礼町牟礼	0.2	0.1	土砂流出の防備のため	
	庵治町	0.2	0.1	〃	
	塩江町安原下第1号	0.2	0.1	〃	
	塩江町安原下第2号	0.2	0.1	〃	
	塩江町安原上	0.2	0.1	〃	
	塩江町上西	0.2	0.1	〃	
	塩江町安原上東	0.2	0.1	〃	
	香川町川東上	0.2	0.1	〃	
	国分寺町福家	0.2	0.1	〃	
三 木 町	鹿庭	0.2	0.1	〃	
	小藪	0.2	0.1	〃	
	奥山	0.2	0.1	〃	

単位 面積 : ha

森林の所在		面 積	うち前半 5年分	指定を必要とする理由	備考
市 町	区 域				
直 島 町	直島	0.2	0.1	土砂流出の防備のため	
綾 川 町	東分	0.2	0.1	〃	
	西分	0.4	0.2	〃	
	粉所東	0.2	0.1	〃	
	粉所西	0.2	0.1	〃	
	羽床上	0.2	0.1	〃	
	羽床下	0.2	0.1	〃	
	山田下	0.2	0.1	〃	
	陶	0.2	0.1	〃	
調査区計		4.4	2.2		
丸 亀 市	綾歌町岡田上	0.2	0.1	土砂流出の防備のため	
	本島町生ノ浜	0.2	0.1	〃	
	土器町	0.2	0.1	〃	
坂 出 市	青海町	0.2	0.1	〃	
善 通 寺 市	大麻町	0.4	0.2	〃	
多 度 津 町	奥白方	0.2	0.1	〃	
まんのう町	中通	0.2	0.1	〃	
	川東	0.2	0.1	〃	
	造田	0.2	0.1	〃	
	炭所西	0.4	0.2	〃	
	十郷	0.2	0.1	〃	
	塩入	0.2	0.1	〃	
	大口	0.2	0.1	〃	
	新目	0.2	0.1	〃	
	賈田	0.2	0.1	〃	
	山脇	0.2	0.1	〃	
	生間	0.2	0.1	〃	
	七箇	0.2	0.1	〃	
調査区計		4.0	2.0		
觀 音 寺 市	高屋町	0.2	0.1	土砂流出の防備のため	
	栗井町	0.2	0.1	〃	
	大野原町井関	0.2	0.1	〃	
	豊浜町簗浦	0.4	0.2	〃	
	豊浜町和田	0.4	0.2	〃	
三 豊 市	高瀬町上勝間	0.2	0.1	〃	
	高瀬町上麻	0.2	0.1	〃	
	高瀬町羽方	0.2	0.1	〃	
	山本町河内	0.2	0.1	〃	
	三野町大見	0.2	0.1	〃	
	豊中町岡本	0.2	0.1	〃	
	詫間町詫間	0.2	0.1	〃	
	詫間町大浜	0.2	0.1	〃	
	仁尾町仁尾	0.2	0.1	〃	
	財田町財田上	0.2	0.1	〃	
調査区計		3.4	1.7		
合 计		18.0	9.0		

別表6 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市 町	区域		うち前半 5年分		
小豆 森林 調査 区	土庄町	小部	2	1	溪間工、山腹工
		渕崎	2	1	溪間工、山腹工
		小海	2	1	溪間工、山腹工
	小豆島町	蒲生	4	2	溪間工、山腹工、本数調整伐
		池田	2	1	溪間工、山腹工
	小 計		12	6	
東 讃 森 林 調 査 区	さぬき市	津田町津田	4	2	溪間工、山腹工、植栽工
		大川町富田東	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		大川町田面	5	2	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		大川町南川	1	1	溪間工、山腹工
		志度	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		鴨部	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		寒川町石田東	6	2	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		前山	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		多和	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
	東かがわ市	川股	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		黒羽	3	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		坂元	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		小海	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		東山	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		入野山	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		川東	1	1	溪間工、山腹工
		与田山	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		五名	1	1	溪間工、山腹工
		馬篠	1	1	溪間工、山腹工
		白鳥	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
	帰来		2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
	三殿		2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
	小 計		50	25	
高 松 森 林 調 査 区	高松市	牟礼町牟礼	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		庵治町	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		塩江町安原下第1号	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		塩江町安原下第2号	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		塩江町安原上	2	1	溪間工、本数調整伐
		塩江町上西	2	1	溪間工、山腹工、本数調整伐
		塩江町安原上東	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		香川町川東上	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
	国分寺町福家		2	1	溪間工、山腹工、植栽工
	三木町	鹿庭	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		小藪	2	1	溪間工、山腹工
		奥山	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町	区域	うち前半 5年分			
高松森林調査区	直島町	直島	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		東分	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		西分	4	2	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		粉所東	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		粉所西	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		羽床上	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		羽床下	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		山田下	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		陶	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
	小計	44	22		
坂出・中讃森林調査区	丸亀市	綾歌町岡田上	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		本島町生ノ浜	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		土器町	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
	坂出市	青海町	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
	善通寺市	大麻町	4	2	溪間工、山腹工、植栽工
	多度津町	奥白方	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
	まんのう町	川東	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		中通	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		造田	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		炭所西	4	2	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		十郷	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		塩入	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		大口	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		新目	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		賈田	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		山脇	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		生間	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		七箇	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		小計	40	20	
三豊森林調査区	観音寺市	高屋町	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		粟井町	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		大野原町井関	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		豊浜町箕浦	4	2	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		豊浜町和田	4	2	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
	三豊市	高瀬町上勝間	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		高瀬町上麻	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		高瀬町羽方	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		山本町河内	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		三野町大見	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		豊中町岡本	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		詫間町詫間	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		詫間町大浜	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		仁尾町仁尾	2	1	溪間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
		財田町財田上	2	1	溪間工、山腹工、植栽工
		小計	34	17	
		合計	180	90	

別表7 保安林その他制限林の施業方法

## (1) 市町別の制限林の所在及び面積

&lt;小豆森林調査区&gt;

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・水源かん養保安林	土庄町 小豆島町 計	65, 67 179, 181, 186, 217	223.91 52.65 276.56
・水源かん養保安林 ・国立公園第2種特別地域	土庄町 小豆島町 計	30, 66 121, 122, 123, 182	75.63 81.49 157.12
・水源かん養保安林 ・国立公園第3種特別地域	土庄町 小豆島町 計	30, 67 122, 123	109.33 8.22 117.55
・土砂流出防備保安林	土庄町  小豆島町  計	3, 4, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 37, 38, 40, 46, 47, 50, 52, 53, 56, 57, 59, 72, 73, 80, 81, 83  107, 130, 131, 145, 150, 156, 157, 163, 172, 174, 176, 177, 181, 183, 184, 185, 187, 201, 202, 204, 205, 206, 207, 209, 212, 224, 226, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 238, 245	411.08  310.81  721.89
・土砂流出防備保安林 ・保安施設地区	土庄町 小豆島町 計	9, 21, 28, 37, 80 145, 163, 183, 201, 202, 210, 226, 231, 234	0.32 3.85 4.17
・土砂流出防備保安林 ・砂防指定地	土庄町 小豆島町 計	18, 19, 20, 21, 22, 24, 26, 56, 59, 73, 83 131, 163, 177, 185, 201, 206, 207, 233	4.55 4.44 8.99
・土砂流出防備保安林 ・国立公園第1種特別地域	小豆島町 計	158	2.25 2.25
・土砂流出防備保安林 ・国立公園第2種特別地域	土庄町 小豆島町 計	11, 25, 26, 27, 28, 29, 57 144, 145, 159, 172, 177, 184, 238	72.59 51.40 123.99
・土砂流出防備保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・保安施設地区	土庄町 小豆島町 計	27 177, 184	0.02 1.15 1.17
・土砂流出防備保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・砂防指定地	土庄町 小豆島町 計	26, 27 177	1.92 2.50 4.42
・潮害防備保安林	小豆島町 計	237	0.40 0.40

<小豆森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・魚つき保安林	土庄町	1, 2, 4, 5, 6, 7, 9, 12, 17, 18, 19, 45, 46, 47, 61, 73, 74, 84	35.68
	小豆島町	158, 160, 161, 165, 167, 168, 184, 188, 201, 202, 225, 231, 234, 235, 236, 238, 242, 243, 245	46.07
	計		81.75
・魚つき保安林 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	小豆島町	165, 241	2.37
	計		2.37
・魚つき保安林 ・国立公園第1種特別地域	土庄町	21, 50, 73, 74, 80	4.18
	小豆島町	130, 171, 229	6.29
	計		10.47
・魚つき保安林 ・国立公園第2種特別地域	土庄町	4, 45	4.29
	小豆島町	141, 158, 159, 165, 167, 184, 185, 187, 188, 241	76.45
	計		80.74
・魚つき保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	小豆島町	165	9.47
	計		9.47
	計		9.47
・魚つき保安林 ・国立公園第3種特別地域	土庄町	41, 44	3.89
	計		3.89
・風致保安林	小豆島町	115, 116, 118, 119, 120, 122, 204	17.44
	計		17.44
・風致保安林 ・国立公園第2種特別地域	土庄町	35, 36	3.01
	小豆島町	113, 115, 116, 117, 118, 120, 122	26.30
	計		29.31
・風致保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・砂防指定地	小豆島町	117	1.26
	計		1.26
	計		1.26
・風致保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	小豆島町	116, 117, 118, 119, 120, 122	189.90
	計		189.90
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林	土庄町	18	15.28
	小豆島町	177	3.58
	計		18.86

<小豆森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・土砂流出防備保安林	土庄町	18	0.00
・保健保安林			0.00
・砂防指定地	計		
・保安施設地区	土庄町	1, 2, 3, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 28, 29, 35, 36, 37, 42, 43, 44, 46, 47, 48, 50, 51, 52, 56, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 87	36.49
	小豆島町	101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 112, 113, 114, 117, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 134, 135, 138, 139, 142, 143, 145, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 166, 168, 169, 172, 177, 180, 181, 183, 184, 185, 187, 201, 202, 204, 205, 206, 208, 209, 210, 212, 216, 218, 219, 222, 224, 225, 227, 228, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 242, 245	150.07
	計		186.56
・砂防指定地	土庄町	1, 2, 3, 8, 9, 14, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 24, 25, 26, 27, 42, 46, 47, 48, 50, 51, 52, 56, 57, 58, 59, 62, 63, 68, 69, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 81, 82, 83	30.59
	小豆島町	102, 106, 107, 108, 112, 113, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 136, 137, 138, 139, 143, 149, 150, 151, 152, 154, 155, 156, 158, 159, 161, 162, 164, 165, 168, 169, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 180, 181, 183, 185, 186, 187, 201, 202, 204, 205, 206, 207, 208, 210, 211, 212, 216, 219, 221, 222, 223, 224, 227, 228, 229, 230, 232, 233, 236, 238, 241	188.30
	計		218.89
・急傾斜崩壊危険区域	土庄町	18, 20, 24, 25, 26, 28, 36, 45, 57, 58, 74	3.87
	小豆島町	108, 109, 130, 133, 135, 156, 159, 172, 187, 225, 238	15.12
	計		18.99
・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	小豆島町	164, 165	2.72
	計		2.72
・保安施設地区	土庄町	27	0.00
・砂防指定地	小豆島町	150, 201, 236	0.70
	計		0.70
・砂防指定地	小豆島町	130, 172, 225	4.66
・急傾斜崩壊危険区域	計		4.66
・砂防指定地	小豆島町	126, 154, 165	0.66
・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	計		0.66
・国立公園第1種特別地域	土庄町	74, 80	1.05
	小豆島町	130, 138, 139, 158	8.43
	計		9.48
・国立公園第1種特別地域	土庄町	14, 15	0.05
・急傾斜崩壊危険区域	計		0.05

<小豆森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・国立公園第2種特別地域	土庄町 小豆島町 計	10, 11, 18, 25, 26, 27, 28, 29, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 39, 40, 45, 47, 49, 57, 58, 59, 60, 66, 76 104, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 120, 121, 122, 129, 131, 132, 138, 140, 141, 142, 144, 153, 154, 158, 159, 160, 161, 162, 164, 165, 167, 169, 170, 171, 175, 177, 178, 182, 184, 187, 188, 238, 239, 240, 241, 242	493. 64 796. 10 1289. 74
・国立公園第2種特別地域 ・保安施設地区	土庄町 小豆島町 計	27, 28, 47, 49 131, 138, 142, 158, 160, 161, 187, 241	1. 63 4. 13 5. 76
・国立公園第2種特別地域 ・砂防指定地	土庄町 小豆島町 計	26, 27, 35, 36, 76 113, 114, 116, 117, 158, 161, 171, 241	4. 21 11. 81 16. 02
・国立公園第2種特別地域 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	小豆島町 計	113, 114, 116, 117, 118, 119, 120, 122, 165	11. 49 11. 49
・国立公園第2種特別地域 ・保安施設地区 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	小豆島町 計	117	0. 42 0. 42
・国立公園第3種特別地域	土庄町 小豆島町 計	30, 31, 41, 44, 45 213, 214, 215, 218	131. 29 140. 94 272. 23

<東讃森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・水源かん養保安林	さぬき市 東かがわ市 計	207, 213, 214, 215, 216, 217, 219, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 237, 238, 511, 512, 513, 514, 515, 517, 526, 532, 533, 534, 535, 541, 554 127, 128, 129, 130, 131, 133, 138, 139, 140, 142, 143, 212, 213, 214, 215, 238, 239, 251, 252, 253, 254, 261, 262, 263, 265, 270, 272, 273, 274	451. 69 796. 72 1248. 41
・水源かん養保安林 ・保安施設地区	さぬき市 計	214, 517, 532, 533	1. 03 1. 03

<東讃森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・水源かん養保安林 ・砂防指定地	さぬき市 東かがわ市 計	233, 237, 404, 408, 517, 535 251, 252	42.10 1.13 43.23
・水源かん養保安林 ・鳥獣保護管理法による特別保護地区	さぬき市 計	554	25.98 25.98
・水源かん養保安林 ・県自然環境保全条例による県自然環境保全地域の特別地区 ・鳥獣保護管理法による特別保護地区	さぬき市 計	554	17.59 17.59
・土砂流出防備保安林	さぬき市 東かがわ市 計	112, 201, 202, 203, 204, 207, 208, 210, 211, 212, 213, 217, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 301, 302, 306, 307, 308, 310, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 326, 327, 328, 332, 333, 401, 402, 403, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 412, 413, 420, 502, 504, 505, 506, 508, 509, 512, 522, 524, 525, 530, 531, 532, 533, 540, 543, 545, 546, 547, 549, 550, 551, 552, 553, 555 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 128, 132, 133, 134, 135, 140, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 243, 244, 245, 246, 251, 252, 253, 254, 255, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317	999.81 2892.80 3892.61
・土砂流出防備保安林 ・保安施設地区	さぬき市 東かがわ市 計	207, 234, 235, 239, 401, 405, 414, 505, 525 114, 117, 119, 120, 135, 233, 244, 305	1.28 2.19 3.47
・土砂流出防備保安林 ・砂防指定地	さぬき市 東かがわ市 計	201, 202, 221, 222, 225, 312, 406, 410, 414, 506 101, 107, 110, 116, 124, 125, 126, 206, 207, 211, 213, 214, 228, 243, 257, 262, 304, 307, 308, 309, 312, 313, 315	59.60 54.92 114.52
・土砂流出防備保安林 ・国立公園第2種特別地域	東かがわ市 計	119, 126	14.79 14.79
・土砂流出防備保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・砂防指定地	東かがわ市 計	126	0.25 0.25

<東讃森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・潮害防備保安林	東かがわ市	201	2.45
・国立公園第2種特別地域	計		2.45
・魚つき保安林	さぬき市 東かがわ市	101, 102, 103, 104, 115, 302, 303, 304, 319, 325 314, 322	47.40 6.14 53.54
・魚つき保安林 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	東かがわ市 計	314, 322	4.43 4.43
・魚つき保安林 ・国立公園第1種特別地域	東かがわ市 計	119, 201	1.99 1.99
・魚つき保安林 ・国立公園第2種特別地域	東かがわ市 計	119, 201	12.44 12.44
・水源かん養保安林 ・土砂流出防備保安林	さぬき市 東かがわ市 計	536 231	6.44 29.27 35.71
・水源かん養保安林 ・土砂流出防備保安林 ・保安施設地区	さぬき市 計	532	0.25 0.25
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林	さぬき市 東かがわ市 計	225, 549 119, 314, 322	32.97 9.07 42.04
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・保安施設地区	東かがわ市 計	322	0.14 0.14
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・砂防指定地	さぬき市 計	225	0.14 0.14
・魚つき保安林 ・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域	さぬき市 東かがわ市 計	301, 325 201	88.44 14.82 103.26
・保安施設地区	さぬき市 東かがわ市 計	105, 108, 110, 201, 205, 206, 207, 209, 214, 218, 232, 233, 234, 235, 236, 239, 307, 311, 317, 326, 401, 404, 405, 410, 414, 415, 416, 418, 505, 506, 518, 521, 525, 530, 533, 538, 542, 545, 546, 551, 552, 553, 554 114, 117, 129, 131, 132, 135, 202, 204, 208, 216, 233, 235, 240, 242, 244, 247, 252, 254, 315, 317, 322	15.62 6.61 22.23

<東讃森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・砂防指定地	さぬき市	102, 103, 104, 107, 108, 112, 113, 202, 207, 208, 209, 216, 217, 220, 221, 222, 225, 230, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 301, 302, 303, 304, 305, 312, 323, 324, 332, 333, 404, 405, 406, 408, 409, 410, 411, 412, 414, 415, 416, 418, 506, 508, 511, 512, 517, 519, 520, 521, 522, 523, 530, 532, 534	294.02
	東かがわ市	101, 107, 110, 115, 116, 124, 125, 126, 138, 139, 202, 204, 207, 211, 212, 213, 214, 215, 218, 219, 228, 235, 238, 242, 243, 245, 249, 251, 252, 253, 254, 256, 257, 259, 260, 262, 264, 267, 304, 306, 307, 308, 309, 310, 312, 313, 314, 315, 317, 319, 320, 322	111.07
	計		405.09
・急傾斜崩壊危険区域	さぬき市	104, 108, 110, 201, 225	2.15
	東かがわ市	233, 235	0.64
	計		2.79
・国立公園第2種特別地域	さぬき市	301	6.07
	東かがわ市	119, 126, 201, 202, 203	53.29
	計		59.36
・県自然環境保全条例による 県緑地環境保全地域	さぬき市	332	3.51
	計		3.51

<高松森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・水源かん養保安林	高松市	403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 426, 427, 449, 451, 453	1243.08
	三木町	10, 12, 13	51.74
	綾川町	117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 165, 170	342.37
	計		1637.19
・水源かん養保安林	高松市	414	0.06
・保安施設地区	三木町	12	0.08
	計		0.14
・水源かん養保安林	高松市	403, 409, 412	82.03
・砂防指定地	綾川町	165	15.94
	計		97.97
・水源かん養保安林	高松市	404, 407, 408	24.76
・県立公園第3種特別地域	計		24.76
・土砂流出防備保安林	高松市	156, 161, 163, 210, 211, 406, 412, 415, 416, 417, 418, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 440, 441, 446, 447, 448, 450, 455, 456, 512, 516, 518, 702, 704, 705, 706, 707, 711, 713, 714	302.86
	三木町	4, 5, 7, 8, 10, 11, 12, 17, 28, 33, 36	208.01
	直島町	6, 7, 8, 9, 10	118.95
	綾川町	101, 102, 103, 105, 111, 112, 114, 115, 117, 118, 119, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 137, 138, 143, 144, 145, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 165, 166, 171, 172, 173, 174, 208, 212, 224	637.42
	計		1267.24

## &lt;高松森林調査区&gt;

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林 班	
・土砂流出防備保安林	高松市	120, 456, 713	0.55
・保安施設地区	三木町	10	0.07
	綾川町	115, 159, 160	0.43
	計		1.05
・土砂流出防備保安林	高松市	713	0.10
・砂防指定地	三木町	17	0.20
	綾川町	115	0.20
	計		0.50
・土砂流出防備保安林	直島町	5, 6, 7, 8	9.54
・国立公園第2種特別地域			9.54
	計		
・土砂流出防備保安林	高松市	159	10.62
・国立公園第3種特別地域			10.62
	計		
・土砂崩壊防備保安林	高松市	405, 406, 411, 450	11.89
	綾川町	163	0.30
	計		12.19
・魚つき保安林	高松市	138, 158, 165	2.05
	直島町	3, 5, 10	14.07
	計		16.12
・魚つき保安林	高松市	165	0.01
・砂防指定地			0.01
	計		
・魚つき保安林	高松市	301	0.80
・国立公園第1種特別地域	直島町	1	1.20
	計		2.00
・魚つき保安林	高松市	138, 158, 301	76.77
・国立公園第2種特別地域	直島町	4, 5, 6, 7, 8, 11	162.37
	計		239.14
・魚つき保安林	直島町	8	0.01
・国立公園第2種特別地域			0.01
・急傾斜崩壊危険区域			
	計		
・魚つき保安林	高松市	138	3.15
・国立公園第3種特別地域			3.15
	計		
・保健保安林	高松市	135, 136	28.14
	計		28.14
・保健保安林	高松市	158	24.48
・鳥獣保護管理法による特別保護地区			24.48
	計		
・保健保安林	高松市	158	56.84
・砂防指定地			56.84
・鳥獣保護管理法による特別保護地区			
	計		
・保健保安林	高松市	158	0.30
・国立公園第2種特別地域			0.30
	計		

## &lt;高松森林調査区&gt;

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	高松市 計	145	5.76 5.76
・保健保安林 ・国立公園第3種特別地域	高松市 計	158	0.11 0.11
・保健保安林 ・国立公園第3種特別地域 ・鳥獣保護管理法による特別 保護地区	高松市 計	158	44.53 44.53
・保健保安林 ・国立公園第3種特別地域 ・砂防指定地 ・鳥獣保護管理法による特別 保護地区	高松市 計	158	27.88 27.88
・風致保安林	三木町 計	44	7.17 7.17
・風致保安林 ・国立公園第2種特別地域	高松市 計	202, 203	3.23 3.23
・風致保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	高松市 計	144, 145	40.30 40.30
・水源かん養保安林 ・土砂流出防備保安林	綾川町 計	119, 123	2.07 2.07
・水源かん養保安林 ・保健保安林 ・県立公園第3種特別地域	高松市 計	409, 410	51.48 51.48
・土砂流出防備保安林 ・魚つき保安林	直島町 計	10	13.35 13.35
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林	高松市 三木町 計	112, 113, 114, 125, 135, 203 26	52.41 3.09 55.50
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・保安施設地区	高松市 計	203	1.05 1.05
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域	高松市 計	203	2.16 2.16

<高松森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・土砂流出防備保安林 ・風致保安林 ・国立公園第2種特別地域	高松市 計	202	8.07 8.07
・魚つき保安林 ・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域	高松市 計	302	11.67 11.67
・保健保安林 ・風致保安林	高松市 計	157	1.28 1.28
・保健保安林 ・風致保安林 ・国立公園第2種特別地域	高松市 計	302, 305	34.47 34.47
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・風致保安林 ・国立公園第2種特別地域	高松市 計	202, 203, 304	29.79 29.79
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・風致保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	高松市 計	145	0.51 0.51
・保安施設地区	高松市 三木町 綾川町 計	117, 142, 163, 201, 204, 205, 206, 211, 302, 303, 402, 404, 408, 412, 414, 416, 419, 446, 448, 449, 451, 452, 453, 454, 455, 701, 710, 713, 720 2, 4, 10, 12, 13, 23, 27, 42 102, 108, 110, 111, 113, 114, 152, 157, 158, 159, 162, 171	9.51 1.37 15.07 25.95
・砂防指定地	高松市 三木町 綾川町 計	124, 142, 143, 148, 158, 159, 161, 164, 165, 203, 206, 210, 211, 303, 304, 403, 410, 411, 412, 415, 420, 430, 435, 438, 440, 441, 444, 446, 450, 455, 457, 510, 511, 701, 702, 705, 713, 718 8, 16, 17, 19, 42 102, 105, 109, 110, 111, 112, 141, 152, 155, 156, 174	88.73 8.25 40.57 137.55
・急傾斜崩壊危険区域	高松市 計	144, 157, 158, 160, 165, 302, 417, 419, 438, 441, 446, 502, 505, 510, 703	9.42 9.42
・都市計画法による風致地区	高松市 計	157	7.59 7.59
・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	高松市 計	144, 145	12.37 12.37
・保安施設地区 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	高松市 計	144	0.04 0.04

<高松森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・急傾斜崩壊危険区域 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	高松市 計	144	0.15 0.15
・国立公園第1種特別地域	高松市 直島町 計	158 1	22.95 0.04 22.99
・国立公園第2種特別地域	高松市 直島町 計	138, 139, 145, 158, 160, 201, 202, 203, 301, 302, 304, 305 4, 5, 6, 7, 8, 11	142.90 118.29 261.19
・国立公園第2種特別地域 ・保安施設地区	高松市 計	202	0.17 0.17
・国立公園第2種特別地域 ・急傾斜崩壊危険区域	高松市 計	158	0.14 0.14
・国立公園第2種特別地域 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	高松市 計	144, 145	43.91 43.91
・国立公園第2種特別地域 ・保安施設地区 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	高松市 計	145	0.14 0.14
・国立公園第2種特別地域 ・砂防指定地 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	高松市 計	144	0.16 0.16
・国立公園第3種特別地域	高松市 計	138, 139, 158, 159, 161	177.73 177.73
・県立公園第2種特別地域	高松市 計	406, 407	1.85 1.85
・県立公園第3種特別地域	高松市 計	406, 407	11.56 11.56
・県自然環境保全条例による 県自然環境保全地域の特別地区	高松市 計	113	0.12 0.12
・県自然環境保全条例による 県緑地環境保全地域	直島町 綾川町 計	8 225	0.03 11.33 11.36

<坂出・中讃森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林 班	
・水源かん養保安林	まんのう町 計	108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 137, 150, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 189, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 315, 320, 321, 323, 333, 334, 335, 336, 403, 404	2810.02 2810.02
・水源かん養保安林 ・砂防指定地	まんのう町 計	115, 307, 312, 315, 316, 317, 319, 336, 337	342.74 342.74
・水源かん養保安林 ・急傾斜崩壊危険区域	まんのう町 計	315	1.46 1.46
・水源かん養保安林 ・県立公園第2種特別地域	まんのう町 計	151, 414	2.28 2.28
・水源かん養保安林 ・県立公園第3種特別地域	まんのう町 計	403	2.05 2.05
・土砂流出防備保安林	丸亀市 坂出市 善通寺市 多度津町 まんのう町 計	104, 105, 106, 108, 118, 207, 209 7, 14, 23, 27, 37, 39, 41 2, 5, 6, 11, 14 2, 3, 9 101, 105, 107, 108, 119, 123, 125, 134, 141, 145, 149, 154, 159, 160, 164, 165, 166, 167, 186, 187, 189, 190, 195, 196, 198, 201, 206, 214, 215, 217, 218, 219, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 234, 235, 237, 313, 323, 324, 325, 326, 332, 338, 340, 341, 342, 344, 347, 402, 406, 407, 410	57.06 15.14 29.96 1.02 911.25 1014.43
・土砂流出防備保安林 ・保安施設地区	まんのう町 計	125, 159, 196, 313	1.48 1.48
・土砂流出防備保安林 ・砂防指定地	丸亀市 善通寺市 多度津町 まんのう町 計	206 2 3 159, 160, 201, 310, 312, 318, 340, 407, 410	0.14 0.50 50.50 111.35 162.49
・土砂流出防備保安林 ・都市計画法による風致地区	丸亀市 坂出市 計	101 36	2.11 1.85 3.96
・土砂流出防備保安林 ・国立公園第2種特別地域	丸亀市 坂出市 まんのう町 計	104, 105, 106, 108, 109, 110 37, 39 350	192.27 38.52 1.52 232.31
・土砂流出防備保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・砂防指定地	坂出市 計	37, 39	0.98 0.98

<坂出・中讃森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・土砂流出防備保安林 ・国立公園第3種特別地域	丸亀市 計	124, 127, 128	34.86 34.86
・土砂流出防備保安林 ・国立公園第3種特別地域 ・砂防指定地	丸亀市 計	128	0.06 0.06
・土砂流出防備保安林 ・県立公園第3種特別地域	まんのう町 計	187	2.13 2.13
・土砂崩壊防備保安林	まんのう町 計	125, 139, 407, 409	2.08 2.08
・土砂崩壊防備保安林 ・砂防指定地	まんのう町 計	409	4.91 4.91
・干害防備保安林	坂出市 計	17	5.16 5.16
・干害防備保安林 ・国立公園第2種特別地域	坂出市 計	17	10.74 10.74
・魚つき保安林	坂出市 計	7	0.11 0.11
・魚つき保安林 ・国立公園第1種特別地域	多度津町 計	4	6.97 6.97
・魚つき保安林 ・国立公園第2種特別地域	坂出市 計	4, 6	16.41 16.41
・魚つき保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・急傾斜崩壊危険区域	坂出市 計	6	0.35 0.35
・保健保安林	まんのう町 計	234, 235, 314, 322, 326, 327	30.10 30.10
・保健保安林 ・砂防指定地	まんのう町 計	314, 315	40.67 40.67
・保健保安林 ・保安施設地区 ・砂防指定地	まんのう町 計	315	0.02 0.02
・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・鳥獣保護管理法による特別 保護地区	琴平町 計	1	55.69 55.69

<坂出・中讃森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・鳥獣保護管理法による特別保護地区 ・文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	善通寺市	2  計	53.66  53.66
・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・砂防指定地 ・鳥獣保護管理法による特別保護地区 ・文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	善通寺市	2  計	2.30  2.30
・水源かん養保安林 ・土砂流出防備保安林 ・砂防指定地	まんのう町	316, 317  計	133.13  133.13
・水源かん養保安林 ・保健保安林	まんのう町	332  計	34.40  34.40
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林	丸亀市 宇多津町 まんのう町 計	102 2 234, 326, 327	2.86 0.04 31.16 34.06
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・砂防指定地	まんのう町	322  計	23.99  23.99
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・都市計画法による風致地区	丸亀市 宇多津町 計	101 2	24.76 29.50  54.26
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・国立公園第1種特別地域 ・保安施設地区	琴平町	1  計	0.18  0.18
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・国立公園第1種特別地域 ・鳥獣保護管理法による特別保護地区	琴平町	1  計	42.56  42.56
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域	琴平町	1  計	2.57  2.57
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・鳥獣保護管理法による特別保護地区	琴平町	1  計	24.63  24.63

<坂出・中讃森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・鳥獣保護管理法による特別保護地区 ・文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	善通寺市 計	2	91.87 91.87
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・保安施設地区 ・砂防指定地 ・急傾斜崩壊危険区域 ・鳥獣保護管理法による特別保護地区 ・文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	琴平町 計	1	0.39 0.39
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・砂防指定地 ・鳥獣保護管理法による特別保護地区 ・文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	善通寺市 計	2	0.72 0.72
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林 ・風致保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	琴平町 計	1	34.00 34.00
・保安施設地区	丸亀市 坂出市 宇多津町 まんのう町 計	106, 108, 130, 207 7, 22 1 102, 104, 107, 125, 127, 128, 136, 139, 143, 144, 186, 188, 190, 195, 196, 197, 198, 207, 209, 216, 222, 223, 228, 236, 315, 319, 322, 323, 332, 340, 341, 342, 411	0.24 0.18 0.29 19.41 20.12
・砂防指定地	丸亀市 坂出市 善通寺市 宇多津町 多度津町 まんのう町 計	102, 119, 204, 206, 209 6, 7, 16, 19, 22, 24, 32, 39, 41 1, 2, 3, 4, 12 1 1, 2, 9 101, 102, 107, 108, 146, 150, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 193, 201, 208, 218, 220, 233, 312, 315, 318, 319, 323, 324, 329, 331, 332, 338, 340, 341, 342, 345, 349, 407, 408, 409, 410, 411	4.83 13.88 10.59 0.30 33.46 558.86 621.92
・急傾斜崩壊危険区域	丸亀市 坂出市 善通寺市 宇多津町 多度津町 まんのう町 計	105, 112, 113, 117 20, 24, 34, 41 14 2 6 108, 138, 149, 154, 315, 331, 345	0.43 5.62 0.61 0.31 0.33 4.06 11.36

<坂出・中讃森林調査区>

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・都市計画法による風致地区	丸亀市 坂出市 宇多津町 多度津町 計	101 24, 34, 35, 36, 40, 41 1, 2, 3 6	7.82 218.39 47.55 1.28 275.04
・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	坂出市 善通寺市 計	32, 37 1	6.40 3.35 9.75
・保安施設地区 ・砂防指定地	まんのう町 計	161, 318, 341, 342	0.70 0.70
・保安施設地区 ・都市計画法による風致地区	宇多津町 計	2	0.02 0.02
・急傾斜崩壊危険区域 ・都市計画法による風致地区	坂出市 宇多津町 計	36 1	0.02 0.14 0.16
・国立公園第1種特別地域	丸亀市 坂出市 多度津町 計	102, 107, 111 41, 43 4, 8	3.72 8.63 1.22 13.57
・国立公園第2種特別地域	丸亀市 坂出市 善通寺市 琴平町 多度津町 まんのう町 計	104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 121, 122, 124, 125, 304 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 14, 15, 16, 17, 30, 32, 33, 38, 39, 41, 42, 43 3 1 7, 8, 9 350	278.53 567.28 4.79 2.81 18.38 2.71 874.50
・国立公園第2種特別地域 ・砂防指定地	坂出市 計	14, 16, 32, 33	28.23 28.23
・国立公園第2種特別地域 ・急傾斜崩壊危険区域	丸亀市 坂出市 計	110 6	0.54 0.12 0.66
・国立公園第2種特別地域 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	坂出市 琴平町 計	30, 32, 33, 38 1	32.08 0.01 32.09
・国立公園第3種特別地域	丸亀市 坂出市 多度津町 計	103, 118, 119, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130 8, 11, 42 7, 8, 9	496.45 68.56 249.60 814.61
・国立公園第3種特別地域 ・砂防指定地	丸亀市 多度津町 計	128, 129 7, 9	0.94 0.32 1.26
・県立公園第2種特別地域	まんのう町 計	147, 148, 150, 405	15.16 15.16
・県立公園第3種特別地域	まんのう町 計	135, 136, 137, 142, 148, 150, 151, 187, 198, 405	114.40 114.40

## &lt;三豊森林調査区&gt;

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・水源かん養保安林	観音寺市 三豊市 計	122, 205, 210 707, 708, 709, 710, 711, 712, 714, 715, 717, 719, 725, 726, 727, 741	17.63 289.79 307.42
・水源かん養保安林 ・保安施設地区	観音寺市 計	210	0.38 0.38
・水源かん養保安林 ・砂防指定地	三豊市 計	711, 742	3.63 3.63
・土砂流出防備保安林	観音寺市 三豊市 計	101, 102, 106, 107, 112, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 122, 123, 201, 202, 203, 205, 207, 210, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 308, 309, 310 101, 102, 103, 104, 106, 107, 108, 111, 112, 114, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 126, 127, 129, 130, 131, 132, 133, 137, 201, 203, 204, 205, 206, 214, 217, 219, 220, 221, 222, 301, 302, 403, 501, 502, 503, 504, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 601, 602, 603, 604, 701, 702, 707, 708, 709, 710, 717, 729, 732, 734, 736, 740, 746	975.55 1077.24 2052.79
・土砂流出防備保安林 ・保安施設地区	観音寺市 三豊市 計	117, 201, 216 117, 119, 126, 203, 217, 403, 508, 509, 727, 734	0.12 2.49 2.61
・土砂流出防備保安林 ・砂防指定地	観音寺市 三豊市 計	120, 122, 221, 308 221, 503, 506, 508, 513, 707, 709, 710, 716, 717, 736, 740	0.61 16.06 16.67
・土砂流出防備保安林 ・急傾斜崩壊危険区域	観音寺市 計	101, 115	0.37 0.37
・土砂流出防備保安林 ・都市計画法による風致地区	三豊市 計	603, 606	40.88 40.88
・土砂流出防備保安林 ・保安施設地区 ・砂防指定地	三豊市 計	717	0.02 0.02
・土砂流出防備保安林 ・国立公園第2種特別地域	三豊市 計	513, 514, 515	4.66 4.66
・土砂流出防備保安林 ・県自然環境保全条例による 県緑地環境保全地域	三豊市 計	108	1.90 1.90
・土砂崩壊防備保安林	観音寺市 計	209	3.29 3.29
・飛砂防備保安林 ・国立公園第2種特別地域	観音寺市 計	104	5.37 5.37

## &lt;三豊森林調査区&gt;

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・防風保安林	観音寺市 三豊市 計	219, 301 512	3.65 1.26 4.91
・防風保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・都市計画法による風致地区	観音寺市 計	105	0.48 0.48
・魚つき保安林	観音寺市 三豊市 計	104, 301, 310 505, 510, 511, 513, 514, 515, 516, 519, 601, 607	3.30 26.77 30.07
・魚つき保安林 ・都市計画法による風致地区	三豊市 計	601, 602, 606, 607	5.55 5.55
・魚つき保安林 ・国立公園第1種特別地域 ・都市計画法による風致地区	三豊市 計	608	24.50 24.50
・魚つき保安林 ・国立公園第2種特別地域	観音寺市 三豊市 計	104 511, 514, 515, 517, 518	3.83 58.51 62.34
・魚つき保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・都市計画法による風致地区	三豊市 計	601	4.17 4.17
・航行目標保安林 ・国立公園第2種特別地域	三豊市 計	516	1.49 1.49
・保健保安林	観音寺市 計	220, 308	31.27 31.27
・風致保安林 ・国立公園第2種特別地域 ・都市計画法による風致地区	観音寺市 計	105	19.06 19.06
・土砂流出防備保安林 ・保健保安林	観音寺市 三豊市 計	119, 220 404	66.31 25.78 92.09
・保安施設地区	観音寺市 三豊市 計	117, 201, 202, 203, 204, 206, 208, 210, 211, 216, 220, 309 119, 122, 123, 126, 203, 215, 217, 403, 404, 501, 503, 504, 506, 507, 510, 511, 513, 515, 703, 706, 713, 714, 720, 728, 729, 738, 741, 742, 743	4.95 5.70 10.65
・砂防指定地	観音寺市 三豊市 計	103, 104, 208, 214, 215, 217, 221, 307, 308, 309 114, 115, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 221, 302, 303, 306, 308, 402, 404, 405, 407, 503, 504, 506, 508, 512, 513, 516, 602, 603, 604, 606, 701, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 716, 717, 718, 719, 720, 722, 723, 728, 729, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 740, 741, 742, 743	21.03 635.77 656.80

## &lt;三豊森林調査区&gt;

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積
	市町	林班	
・急傾斜崩壊危険区域	観音寺市 三豊市 計	115 104, 108, 302, 505, 602, 737	0.76 3.45 4.21
・都市計画法による風致地区	三豊市 計	601, 602, 603, 606, 607	44.76 44.76
・保安施設地区 ・砂防指定地	三豊市 計	713, 714, 717	0.26 0.26
・保安施設地区 ・都市計画法による風致地区	三豊市 計	603	0.18 0.18
・国立公園第1種特別地域 ・都市計画法による風致地区	三豊市 計	608	9.85 9.85
・国立公園第2種特別地域	観音寺市 三豊市 計	104, 111 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519	17.13 331.64 348.77
・国立公園第2種特別地域 ・保安施設地区	三豊市 計	513	0.03 0.03
・国立公園第2種特別地域 ・砂防指定地	三豊市 計	516	0.52 0.52
・国立公園第2種特別地域 ・都市計画法による風致地区	観音寺市 三豊市 計	105 601	26.83 0.88 27.71
・国立公園第2種特別地域 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	観音寺市 計	111	0.05 0.05
・国立公園第2種特別地域 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地等	観音寺市 計	105	0.07 0.07
・県自然環境保全条例による 県自然環境保全地域の特別地区	三豊市 計	307	3.64 3.64
・県自然環境保全条例による 県緑地環境保全地域	三豊市 計	407	48.04 48.04
・県自然環境保全条例による 県緑地環境保全地域 ・砂防指定地	三豊市 計	407	0.01 0.01

## (2) 施業方法

### ア. 水源かん養保安林

#### 指定施業要件

1. 次の告示による特定の区域は主伐は択伐とする。

(東讃森林調査区)

農林水産省告示第1057号（平成2年8月13日）

農林水産省告示第218号（平成9年2月7日）

農林水産省告示第1077号（平成13年8月16日）

農林水産省告示第1376号（平成16年7月16日）

農林水産省告示第133号（平成20年2月1日）

農林水産省告示第134号（平成20年2月1日）

農林水産省告示第137号（平成20年2月1日）

(高松森林調査区)

農林水産省告示第447号（平成7年3月23日）

農林水産省告示第892号（平成8年6月11日）

(坂出・中讃森林調査区)

農林水産省告示第447号（平成7年3月23日）

農林水産省告示第455号（平成8年4月8日）

農林水産省告示第218号（平成9年2月7日）

農林水産省告示第1219号（平成15年8月15日）

(三豊森林調査区)

農林水産省告示第1402号（平成17年9月16日）

2. その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

3. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。

4. その他の詳細は、上記告示及び次の告示による。

(小豆森林調査区)

農林水産省告示第624号（昭和57年4月14日）

農林水産省告示第1156号（昭和58年7月12日）

農林水産省告示第2361号（昭和59年12月10日）

農林水産省告示第838号（昭和60年6月4日）

農林水産省告示第1077号（平成13年8月16日）

(東讃森林調査区)

農林水産省告示第858号（昭和40年8月6日）

農林水産省告示第8号（昭和53年7月8日）

農林水産省告示第1744号（昭和54年12月3日）

農林水産省告示第1156号（昭和58年7月12日）

農林水産省告示第806号（昭和59年4月19日）

農林水産省告示第1449号（昭和63年9月16日）

農林水産省告示第1969号（昭和63年12月9日）

農林水産省告示第938号（平成2年7月18日）

農林水産省告示第1005号（平成2年7月27日）

農林水産省告示第514号（平成3年4月25日）

農林水産省告示第138号（平成20年2月1日）

農林水産省告示第141号（平成20年2月4日）

農林水産省告示第433号（平成20年3月25日）

農林水産省告示第869号（平成21年7月2日）

農林水産省告示第1978号（平成22年11月29日）

農林水産省告示第1170号（平成24年4月27日）

農林水産省告示第1509号（平成25年5月8日）

農林水産省告示第559号（平成21年4月21日）

農林水産省告示第1508号（平成23年8月9日）

農林水産省告示第807号（平成20年5月23日）

農林水産省告示第1170号（平成24年4月27日）

農林水産省告示第1509号（平成25年5月8日）

農林水産省告示第447号（平成7年3月23日）

農林水産省告示第456号（平成8年4月8日）

農林水産省告示第587号（平成8年4月24日）

農林水産省告示第218号（平成9年2月7日）

農林水産省告示第911号（平成12年6月28日）

農林水産省告示第328号（平成16年2月17日）

農林水産省告示第234号（平成24年1月30日）

農林水産省告示第767号（平成24年3月19日）

農林水産省告示第1737号（平成27年7月8日）

(高松森林調査区)

農林水産省告示第1745号（昭和41年12月28日）  
農林水産省告示第456号（昭和42年3月25日）  
農林水産省告示第946号（昭和51年10月13日）  
農林水産省告示第895号（昭和52年9月15日）  
農林水産省告示第1969号（昭和63年12月9日）

(坂出・中讃森林調査区)

農林水産省告示第1745号（昭和41年12月28日）  
農林水産省告示第696号（昭和42年5月10日）  
農林水産省告示第1975号（昭和42年12月28日）  
農林水産省告示第1800号（昭和43年11月13日）  
農林水産省告示第1111号（昭和52年10月31日）  
農林水産省告示第1395号（昭和57年8月18日）  
農林水産省告示第1449号（昭和63年9月16日）

(三豊森林調査区)

農林水産省告示第248号（昭和42年2月7日）  
農林水産省告示第2051号（昭和44年12月27日）  
農林水産省告示第76号（昭和55年1月26日）  
農林水産省告示第909号（昭和58年6月15日）

農林水産省告示第218号（平成9年2月7日）

農林水産省告示第234号（平成24年1月30日）

農林水産省告示第767号（平成24年3月19日）

農林水産省告示第1344号（平成30年6月18日）

農林水産省告示第1199号（平成8年8月7日）

農林水産省告示第1219号（平成15年8月15日）

農林水産省告示第807号（平成20年5月23日）

農林水産省告示第65号（平成22年1月5日）

農林水産省告示第234号（平成24年1月30日）

農林水産省告示第767号（平成24年3月19日）

農林水産省告示第595号（昭和63年5月12日）

農林水産省告示第1441号（平成12年11月27日）

農林水産省告示第65号（平成22年1月5日）

農林水産省告示第2561号（平成24年12月11日）

イ. 土砂流出防備保安林

指定施業要件

1. 次の告示による特定の区域は主伐は禁伐とする。

(高松森林調査区)

農林水産省告示第328号（平成16年2月17日）

2. 次の告示による特定の区域は主伐は択伐とする。

(小豆森林調査区)

農林水産省告示第132号（昭和41年2月8日）  
農林水産省告示第248号（昭和42年2月7日）  
農林水産省告示第771号（昭和43年6月6日）  
農林水産省告示第1257号（昭和52年12月7日）  
農林水産省告示第1159号（昭和56年8月7日）  
農林水産省告示第1156号（昭和58年7月12日）  
農林水産省告示第838号（昭和60年6月4日）  
農林水産省告示第1749号（昭和59年8月25日）  
農林水産省告示第136号（平成4年1月29日）  
農林水産省告示第698号（平成5年6月7日）  
農林水産省告示第1358号（平成5年11月16日）

農林水産省告示第944号（平成10年6月15日）

農林水産省告示第1219号（平成15年8月15日）

農林水産省告示第1376号（平成16年7月16日）

農林水産省告示第1403号（平成17年9月16日）

農林水産省告示第1934号（平成17年12月15日）

農林水産省告示第136号（平成20年2月1日）

農林水産省告示第65号（平成22年1月5日）

農林水産省告示第4号（平成26年1月6日）

農林水産省告示第5号（平成26年1月6日）

農林水産省告示第380号（令和5年3月7日）

(東讃森林調査区)

農林水産省告示第829号（昭和39年7月28日）  
農林水産省告示第858号（昭和40年8月6日）  
農林水産省告示第1257号（昭和52年12月7日）  
農林水産省告示第1159号（昭和56年8月7日）  
農林水産省告示第1329号（昭和56年9月2日）  
農林水産省告示第436号（昭和58年4月19日）  
農林水産省告示第1156号（昭和58年7月12日）  
農林水産省告示第838号（昭和60年6月4日）  
農林水産省告示第970号（昭和62年7月17日）  
農林水産省告示第1068号（昭和62年7月27日）

農林水産省告示第135号（平成20年2月1日）

農林水産省告示第559号（平成21年4月21日）

農林水産省告示第1976号（平成22年11月29日）

農林水産省告示第1509号（平成25年5月8日）

農林水産省告示第1832号（平成25年6月4日）

農林水産省告示第4号（平成26年1月6日）

農林水産省告示第530号（平成26年4月8日）

農林水産省告示第532号（平成26年4月10日）

農林水産省告示第807号（平成26年6月19日）

農林水産省告示第2040号（平成27年8月28日）

- 農林水産省告示第595号（昭和63年5月12日）  
 農林水産省告示第1724号（昭和63年10月25日）  
 農林水産省告示第1057号（平成2年8月13日）  
 農林水産省告示第1358号（平成5年11月16日）  
 農林水産省告示第461号（平成8年4月8日）  
 農林水産省告示第892号（平成8年6月11日）  
 農林水産省告示第218号（平成9年2月7日）  
 農林水産省告示第394号（平成10年3月16日）  
 農林水産省告示第911号（平成12年6月28日）  
 農林水産省告示第1441号（平成12年11月27日）  
 農林水産省告示第1077号（平成13年8月16日）  
 農林水産省告示第716号（平成14年3月15日）  
 農林水産省告示第136号（平成15年2月13日）  
 農林水産省告示第328号（平成16年2月17日）  
 農林水産省告示第1376号（平成16年7月16日）  
 農林水産省告示第799号（平成18年6月8日）  
 農林水産省告示第879号（平成19年7月4日）  
 農林水産省告示第1130号（平成19年9月11日）  
 (高松森林調査区)  
 農林水産省告示第1745号（昭和41年12月28日）  
 農林水産省告示第905号（昭和49年10月2日）  
 農林水産省告示第477号（昭和51年4月24日）  
 農林水産省告示第946号（昭和51年10月13日）  
 農林水産省告示第561号（昭和55年4月25日）  
 農林水産省告示第1159号（昭和56年8月7日）  
 農林水産省告示第1329号（昭和56年9月2日）  
 農林水産省告示第1095号（昭和58年6月28日）  
 農林水産省告示第1156号（昭和58年7月12日）  
 農林水産省告示第806号（昭和59年4月19日）  
 農林水産省告示第970号（昭和62年7月17日）  
 農林水産省告示第1068号（昭和62年7月27日）  
 農林水産省告示第1724号（昭和63年10月25日）  
 農林水産省告示第218号（平成9年2月7日）  
 農林水産省告示第394号（平成10年3月16日）  
 農林水産省告示第911号（平成12年6月28日）  
 農林水産省告示第1077号（平成13年8月16日）  
 農林水産省告示第1219号（平成15年8月15日）  
 農林水産省告示第328号（平成16年2月17日）  
 (坂出・中讃森林調査区)  
 農林水産省告示第1745号（昭和41年12月28日）  
 農林水産省告示第771号（昭和43年6月6日）  
 農林水産省告示第946号（昭和51年10月13日）  
 農林水産省告示第1111号（昭和52年10月31日）  
 農林水産省告示第704号（昭和53年6月7日）  
 農林水産省告示第1150号（昭和55年7月28日）  
 農林水産省告示第1329号（昭和56年9月2日）  
 農林水産省告示第307号（昭和58年3月19日）  
 農林水産省告示第908号（昭和58年6月15日）  
 農林水産省告示第1745号（昭和58年9月28日）  
 農林水産省告示第806号（昭和59年4月19日）  
 農林水産省告示第2763号（平成27年12月21日）  
 農林水産省告示第1653号（平成28年8月30日）  
 農林水産省告示第1965号（平成28年10月7日）  
 農林水産省告示第2275号（平成28年11月14日）  
 農林水産省告示第670号（平成29年4月18日）  
 農林水産省告示第672号（平成29年4月18日）  
 農林水産省告示第68号（平成30年1月17日）  
 農林水産省告示第1800号（平成30年8月7日）  
 農林水産省告示第1966号（平成30年9月3日）  
 農林水産省告示第1967号（平成30年9月3日）  
 農林水産省告示第421号（平成31年2月21日）  
 農林水産省告示第1584号（令和2年8月18日）  
 農林水産省告示第2420号（令和2年12月14日）  
 農林水産省告示第1260号（令和3年8月2日）  
 農林水産省告示第1261号（令和3年8月2日）  
 農林水産省告示第2193号（令和3年12月23日）  
 農林水産省告示第1627号（令和4年10月20日）  
 農林水産省告示2095号（令和4年12月22日）  
 農林水産省告示第879号（平成19年7月4日）  
 農林水産省告示第880号（平成16年7月4日）  
 農林水産省告示第1310号（平成19年10月25日）  
 農林水産省告示第1426号（平成19年11月16日）  
 農林水産省告示第559号（平成21年4月22日）  
 農林水産省告示第607号（平成21年4月24日）  
 農林水産省告示第1170号（平成24年4月27日）  
 農林水産省告示第1509号（平成25年5月8日）  
 農林水産省告示第1832号（平成25年6月4日）  
 農林水産省告示第4号（平成26年1月6日）  
 農林水産省告示第1339号（平成27年5月25日）  
 農林水産省告示第2040号（平成27年8月28日）  
 農林水産省告示第1976号（平成29年12月6日）  
 農林水産省告示第2062号（平成29年12月11日）  
 農林水産省告示第2129号（平成29年12月20日）  
 農林水産省告示第1676号（平成30年7月18日）  
 農林水産省告示第1320号（令和元年11月7日）  
 農林水産省告示第1624号（令和3年9月28日）  
 農林水産省告示第2038号（令和4年12月20日）  
 農林水産省告示第140号（平成10年1月22日）  
 農林水産省告示第1441号（平成12年11月27日）  
 農林水産省告示第1377号（平成16年7月16日）  
 農林水産省告示第1402号（平成17年9月16日）  
 農林水産省告示第1074号（平成18年8月3日）  
 農林水産省告示第49号（平成19年1月17日）  
 農林水産省告示第880号（平成19年7月4日）  
 農林水産省告示第1426号（平成19年11月16日）  
 農林水産省告示第132号（平成20年2月1日）  
 農林水産省告示第1139号（平成21年8月24日）  
 農林水産省告示第1170号（平成24年4月27日）

農林水産省告示第1749号（昭和59年8月25日）  
農林水産省告示第376号（昭和61年3月11日）  
農林水産省告示第970号（昭和62年7月17日）  
農林水産省告示第595号（昭和63年5月12日）  
農林水産省告示第1724号（昭和63年10月25日）  
農林水産省告示第1057号（平成2年8月13日）  
農林水産省告示第1081号（平成2年8月16日）  
農林水産省告示第850号（平成3年6月18日）  
農林水産省告示第1358号（平成5年11月16日）  
農林水産省告示第447号（平成7年3月23日）  
農林水産省告示第455号（平成8年4月8日）  
農林水産省告示第218号（平成9年2月7日）

(三豊森林調査区)

農林水産省告示第248号（昭和42年2月7日）  
農林水産省告示第568号（昭和51年6月8日）  
農林水産省告示第1578号（昭和54年11月13日）  
農林水産省告示第436号（昭和58年4月19日）  
農林水産省告示第1745号（昭和58年9月28日）  
農林水産省告示第970号（昭和62年7月17日）  
農林水産省告示第1068号（昭和62年7月27日）  
農林水産省告示第595号（昭和63年5月12日）  
農林水産省告示第1057号（平成2年8月13日）  
農林水産省告示第514号（平成3年4月25日）  
農林水産省告示第447号（平成7年3月23日）  
農林水産省告示第218号（平成9年2月7日）  
農林水産省告示第140号（平成10年1月22日）  
農林水産省告示第911号（平成12年6月28日）  
農林水産省告示第1441号（平成12年11月27日）  
農林水産省告示第1219号（平成15年8月15日）  
農林水産省告示第328号（平成16年2月17日）  
農林水産省告示第1376号（平成16年7月16日）  
農林水産省告示第1376号（平成16年7月17日）

農林水産省告示第1509号（平成25年5月8日）  
農林水産省告示第3057号（平成25年12月16日）  
農林水産省告示第4号（平成26年1月6日）  
農林水産省告示第1339号（平成27年5月25日）  
農林水産省告示第1441号（平成28年7月7日）  
農林水産省告示第193号（平成30年1月25日）  
農林水産省告示第1418号（平成30年6月25日）  
農林水産省告示第1419号（平成30年6月25日）  
農林水産省告示第1348号（令和3年8月11日）  
農林水産省告示第1692号（令和3年10月6日）  
農林水産省告示1626号（令和4年10月20日）

農林水産省告示第1376号（平成16年7月18日）  
農林水産省告示第1376号（平成16年7月19日）  
農林水産省告示第1376号（平成16年7月20日）  
農林水産省告示第1402号（平成17年9月16日）  
農林水産省告示第49号（平成19年1月17日）  
農林水産省告示第880号（平成19年7月4日）  
農林水産省告示第1426号（平成19年11月16日）  
農林水産省告示第742号（平成21年6月2日）  
農林水産省告示第1139号（平成21年8月24日）  
農林水産省告示第1977号（平成22年11月29日）  
農林水産省告示第1979号（平成22年11月29日）  
農林水産省告示第1170号（平成24年4月27日）  
農林水産省告示第1509号（平成25年5月8日）  
農林水産省告示第4号（平成26年1月6日）  
農林水産省告示第1339号（平成27年5月25日）  
農林水産省告示第1441号（平成28年7月7日）  
農林水産省告示第692号（平成29年4月19日）  
農林水産省告示第268号（令和2年2月13日）  
農林水産省告示第1540号（令和3年9月7日）

3. その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
4. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。
5. その他の詳細は、上記告示及び次の告示による。

(小豆森林調査区)

農林水産省告示第132号（昭和41年2月8日）  
農林水産省告示第771号（昭和43年6月6日）  
農林水産省告示第23号（昭和54年1月18日）  
農林水産省告示第222号（昭和54年2月16日）  
農林水産省告示第136号（平成4年1月29日）

農林水産省告示第698号（平成5年6月7日）  
農林水産省告示第1358号（平成5年11月16日）  
農林水産省告示第1219号（平成15年8月15日）  
農林水産省告示第4号（平成26年1月6日）  
農林水産省告示第5号（平成26年1月6日）

(東讃森林調査区)

農林水産省告示第1792号（昭和45年12月5日）  
農林水産省告示第222号（昭和54年2月16日）  
農林水産省告示第956号（昭和54年7月9日）  
農林水産省告示第436号（昭和58年4月19日）  
農林水産省告示第2514号（昭和58年12月14日）  
農林水産省告示第806号（昭和59年4月19日）  
農林水産省告示第970号（昭和62年7月17日）

農林水産省告示第892号（平成8年6月11日）  
農林水産省告示第328号（平成16年2月17日）  
農林水産省告示第234号（平成24年1月30日）  
農林水産省告示第1834号（平成24年7月26日）  
農林水産省告示第4号（平成26年1月6日）  
農林水産省告示第530号（平成26年4月8日）  
農林水産省告示第532号（平成26年4月10日）

農林水産省告示第1068号（昭和62年7月27日）	農林水産省告示第806号（平成26年6月19日）
農林水産省告示第1724号（昭和63年10月25日）	農林水産省告示第2295号（平成27年10月15日）
農林水産省告示第1057号（平成2年8月13日）	農林水産省告示第2763号（平成27年12月21日）
農林水産省告示第136号（平成4年1月29日）	農林水産省告示第1653号（平成28年8月30日）
農林水産省告示第1358号（平成5年11月16日）	農林水産省告示第2275号（平成28年11月14日）
農林水産省告示第461号（平成8年4月4日）	農林水産省告示第671号（平成29年4月18日）
(高松森林調査区)	
農林水産省告示第822号（昭和57年5月24日）	農林水産省告示第1834号（平成24年7月26日）
農林水産省告示第1749号（昭和59年8月25日）	農林水産省告示第4号（平成26年1月6日）
農林水産省告示第970号（昭和62年7月17日）	農林水産省告示第827号（平成26年6月23日）
農林水産省告示第1358号（平成5年11月16日）	
(坂出・中讃森林調査区)	
農林水産省告示第1975号（昭和42年12月28日）	農林水産省告示第595号（昭和63年5月12日）
農林水産省告示第202号（昭和54年2月16日）	農林水産省告示第1724号（昭和63年10月25日）
農林水産省告示第1159号（昭和56年8月7日）	農林水産省告示第1834号（平成24年7月26日）
農林水産省告示第1326号（昭和57年7月28日）	農林水産省告示第4号（平成26年1月6日）
農林水産省告示第376号（昭和61年3月11日）	
(三豊森林調査区)	
農林水産省告示第248号（昭和42年2月7日）	農林水産省告示第970号（昭和62年7月17日）
農林水産省告示第1111号（昭和52年10月31日）	農林水産省告示第1068号（昭和62年7月27日）
農林水産省告示第23号（昭和54年1月18日）	農林水産省告示第514号（平成3年4月25日）
農林水産省告示第76号（昭和55年1月26日）	農林水産省告示第136号（平成4年1月29日）
農林水産省告示第436号（昭和58年4月19日）	農林水産省告示第65号（平成22年1月5日）
農林水産省告示第1422号（昭和60年9月11日）	農林水産省告示第4号（平成26年1月6日）

#### ウ. 土砂崩壊防備保安林

##### 指定施業要件

1. 主伐は択伐による。
2. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。
3. その他の詳細は、次の告示による。

(高松森林調査区)

農林水産省告示第1745号（昭和41年12月28日）	農林水産省告示第3198号（平成25年12月25日）
(坂出・中讃森林調査区)	農林水産省告示第3198号（平成25年12月25日）
農林水産省告示第1745号（昭和41年12月28日）	農林水産省告示第3198号（平成25年12月25日）

(三豊森林調査区)

農林水産省告示第248号（昭和42年2月7日）

農林水産省告示第3198号（平成25年12月25日）

農林水産省告示第3198号（平成25年12月25日）

農林水産省告示第3198号（平成25年12月25日）

#### エ. 飛砂防備保安林

##### 指定施業要件

1. 主伐は択伐による。
2. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。
3. その他の詳細は、次の告示による。

(東讃森林調査区)

香川県告示第348号（昭和39年5月19日）

(高松森林調査区)

香川県告示第608号（昭和40年10月30日）

(三豊森林調査区)

香川県告示第831号（昭和41年12月27日）

オ. 防風保安林

指定施業要件

1. 主伐は択伐による。
2. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。
3. その他の詳細は、次の告示による。

(東讃森林調査区)

香川県告示第348号（昭和39年5月19日）

(三豊森林調査区)

香川県告示第831号（昭和41年12月27日）

カ. 潮害防備保安林

指定施業要件

1. 主伐は択伐による。
2. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。
3. その他の詳細は、次の告示による。

(小豆森林調査区)

香川県告示第831号（昭和41年12月27日）

(東讃森林調査区)

香川県告示第348号（昭和39年5月19日）

キ. 干害防備保安林

指定施業要件

1. 主伐は係る伐採種は定めない。
2. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。
3. その他の詳細は、次の告示による。

(坂出・中讃森林調査区)

香川県告示第608号（昭和40年10月30日）

ク. 魚つき保安林

指定施業要件

1. 次の告示による特定の区域については、主伐に係る伐採種は定めない。

(小豆森林調査区)

香川県告示第831号（昭和41年12月27日）

(高松森林調査区)

香川県告示第608号（昭和40年10月30日）

(坂出・中讃森林調査区)

香川県告示第608号（昭和40年10月30日）

(三豊森林調査区)

香川県告示第831号（昭和41年12月27日）

2. その他の森林については、主伐は択伐による。

3. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画

で定める標準伐期令以上のものとする。

4. その他の詳細は、上記告示及び次の告示による。

(小豆森林調査区)

香川県告示第831号（昭和41年12月27日）

(東讃森林調査区)

香川県告示第348号（昭和39年5月19日）

農林水産省告示第1081号（昭和41年9月13日）

香川県告示第721号（昭和39年11月14日）

(高松森林調査区)

香川県告示第608号（昭和40年10月30日）

香川県告示第17号（平成28年1月19日）

農林水産省告示第1745号（昭和41年12月28日）

(坂出・中讃森林調査区)

香川県告示第608号（昭和40年10月30日）

(三豊森林調査区)

香川県告示第831号（昭和41年12月27日）

#### ヶ. 航行目標保安林

指定施業要件

1. 主伐は択伐による。
2. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。
3. その他の詳細は、次の告示による。

(三豊森林調査区)

香川県告示第831号（昭和41年12月27日）

#### コ. 保健保安林

指定施業要件

1. 主伐は択伐による。
2. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。
3. その他の詳細は、次の告示による。

(小豆森林調査区)

香川県告示第643号（昭和51年8月21日）

香川県告示第977号（平成5年10月26日）

香川県告示第586号（昭和60年6月25日）

(東讃森林調査区)

農林水産省告示第2476号（昭和58年12月13日）

香川県告示第99号（平成15年3月7日）

香川県告示第229号（昭和59年3月30日）

香川県告示第89号（平成16年2月17日）

香川県告示第585号（昭和60年6月25日）

香川県告示第18号（平成28年1月19日）

香川県告示第494号（平成7年7月4日）

(高松森林調査区)

香川県告示第5号（昭和50年1月7日）

香川県告示第192号（昭和62年3月10日）

香川県告示第378号（昭和50年6月19日）

香川県告示第634号（昭和62年8月11日）

香川県告示第288号（昭和51年4月3日）

香川県告示第531号（平成元年5月19日）

香川県告示第66号（昭和53年1月21日）

香川県告示第825号（平成元年9月26日）

農林水産省告示第1134号（昭和55年7月26日）

香川県告示第894号（平成11年12月21日）

香川県告示第339号（昭和56年4月7日）

香川県告示第353号（平成24年7月24日）

農林水産省告示第2476号（昭和58年12月13日）

香川県告示第18号（平成28年1月19日）

香川県告示第228号（昭和59年3月30日）

(坂出・中讃森林調査区)

香川県告示第519号（昭和51年6月22日）

香川県告示第946号（昭和53年11月7日）

香川県告示第960号（昭和57年11月12日）

香川県告示第482号（昭和58年6月17日）

香川県告示第629号（昭和58年8月9日）

香川県告示第851号（昭和58年11月8日）

香川県告示第230号（昭和59年3月30日）

香川県告示第953号（昭和61年9月24日）

香川県告示第676号（昭和62年9月1日）

(三豊森林調査区)

香川県告示第562号（平成3年7月16日）

香川県告示第978号（平成5年10月26日）

香川県告示第176号（平成8年3月5日）

香川県告示第688号（昭和62年9月8日）

香川県告示第322号（平成6年4月15日）

香川県告示第494号（平成7年7月4日）

香川県告示第751号（平成7年10月20日）

香川県告示第387号（平成12年5月23日）

香川県告示第159号（平成14年3月15日）

香川県告示第353号（平成24年7月24日）

香川県告示第18号（平成28年1月19日）

香川県告示第177号（平成30年6月22日）

香川県告示第56号（平成10年2月6日）

香川県告示第641号（平成15年11月14日）

サ. 風致保安林

指定施業要件

1. 主伐は択伐による。
2. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。
3. その他の詳細は、次の告示による。

(小豆森林調査区)

香川県告示第831号（昭和41年12月27日）

香川県告示第641号（平成15年11月14日）

(高松森林調査区)

香川県告示第608号（昭和40年10月30日）

香川県告示第689号（平成17年11月8日）

農林水産省告示第1745号（昭和41年12月28日）

香川県告示第689号（平成19年7月6日）

香川県告示第631号（昭和55年6月17日）

香川県告示第394号（平成22年10月5日）

香川県告示第1070号（昭和55年12月4日）

(坂出・中讃森林調査区)

香川県告示第608号（昭和40年10月30日）

(三豊森林調査区)

香川県告示第831号（昭和41年12月27日）

シ. 保安施設地区

指定施業要件

1. 主伐は禁伐又は択伐とする。
2. 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町にかかる市町森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。
3. その他の詳細は、指定時の告示による。

ス. 砂防指定地

施業の方法

- 1 次の条例による。

香川県砂防指定地管理条例（平成15年3月24日条例第4号）

香川県砂防指定地管理条例施行規則（平成11年11月19日規則第68号）

## セ. 国立公園特別地域

### 施業の方法

#### 1) 第1種特別地域

1. 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。

2. 単木択伐法は、次の規定により行う。

伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。

択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。

#### 2) 第2種特別地域

1. 択伐法による。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。

2. 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法による。

3. 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。

4. 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。

5. 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。

6. 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。

7. 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。

一伐区の面積は、2ha以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区はつとめて分散させなければならない。

#### 3) 第3種特別地域

全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

4) その他の詳細は、自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）及び「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日林野指第6417号）による。

## ソ. 県立公園特別地域

### 施業の方法

#### 1) 第1種特別地域

1. 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。

2. 単木択伐法は、次の規定により行う。

伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。

択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。

#### 2) 第2種特別地域

1. 択伐法による。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。

2. 県立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法による。

3. 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。

4. 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。

5. 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。

一伐区の面積は、2ha以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区はつとめて分散させなければならない。

- 3) 第3種特別地域  
全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。
- 4) その他の詳細は香川県立自然公園条例（平成2年香川県条例第29号）第18条第3項の規定に基づく許可の基準並びに同条例第19条の規定による。

タ. 香川県自然環境保全条例による県自然環境保全地域の特別地区

施業の方法

「香川県自然環境保全条例」（昭和49年4月2日条例第17号）及び香川県告示第610号、612号、614号、616号、618号、620号、622号、624号（昭和54年7月5日）による。

チ. 香川県自然環境保全条例による県緑地環境保全地域

施業の方法

「香川県自然環境保全条例」（昭和49年4月2日条例第17号）及び香川県告示第891号、893号、895号（昭和51年12月9日）、香川県告示第284号（昭和58年3月29日）、香川県告示第439号（昭和62年5月15日）による。

ツ. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区

施業の方法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年12月26日環境省令第28号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年3月31日香川県規則第38号）

テ. 文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等

施業の方法

1. 次の法律並びに通達による。

文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）及び文化財保護法施行令（昭和50年9月9日政令第267号）及び「文化財保護法の一部改正に伴う文化財の保護と林業生産活動等との関係の円滑な調整について」（昭和50年10月1日林野企第49号）

ト. 急傾斜地崩壊危険区域

施業の方法

1. 次の法律による。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和45年1月20日規則第2号）

ナ. 都市計画法による風致地区

施業の方法

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年12月26日第317号）により制定・施行された関係市町及び香川県の条例・規則による。

ニ. その他

同一森林で2種類以上の制限林が重複する場合は、それぞれで定める要件全てを満たす施業方法とする。その他の法令等によって施業を制限される区域については、その個別法令等による。

## (附) 參 考 資 料

拔 粹



## 7. その他

### (1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m<sup>3</sup>

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）	
	60

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：% 材積：千m<sup>3</sup>

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	60	15	75
90	54		69
80	48		63
70	42		57
60	36		51
50	30		45
40	24		39
30	18		33
20	12		27
10	6		21